

令和7年第3回板倉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第1日 9月9日（火曜日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開　　会　（午前　9時00分）	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について	7
○同意第 5号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について	8
○報告第 4号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9
○議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	10
○議案第34号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	10
○議案第35号 板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について	11
○議案第36号 板倉町税条例の一部を改正する条例について	12
○議案第37号 板倉町印鑑条例の一部を改正する条例について	13
○議案第38号 板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例の一部を改正する条例について	13
○議案第39号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例について	14
○議案第40号 板倉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について	15

○議案第41号 大字及び字の区域の変更について	16
○議案第42号 財産の取得について（板倉町立小中学校G I G Aスクール端末更新事業）	17
○議案第43号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について	17
○議案第44号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	17
○議案第45号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）について	17
○認定第1号 令和6年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	19
○認定第2号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	19
○認定第3号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	19
○認定第4号 令和6年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	19
○認定第5号 令和6年度板倉町下水道事業会計利益処分及び決算認定について	19
○散会の宣告	21
散会（午前10時01分）	21

第2日 9月10日（水曜日）

○議事日程	23
○本日の会議に付した事件	23
○出席議員	23
○欠席議員	23
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	23
○職務のため出席した者の職氏名	24
開議（午前9時00分）	25
○開議の宣告	25
○諸般の報告	25
○一般質問	25
森田義昭議員	25
藪之本佳奈子議員	34
青木文雄議員	45
亀井伝吉議員	55
永田亮議員	64
○議案第43号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について	75
○議案第44号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	75
○議案第45号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）について	75
○散会の宣告	76
散会（午後2時53分）	76

第11日 9月19日（金曜日）

○議事日程	77
○本日の会議に付した事件	77
○出席議員	77
○欠席議員	77
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	77
○職務のため出席した者の職氏名	78
開　　議　(午前　9時00分)	79
○開議の宣告	79
○諸般の報告	79
○認定第1号 令和6年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	79
○認定第2号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	79
○認定第3号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	79
○認定第4号 令和6年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	79
○認定第5号 令和6年度板倉町下水道事業会計利益処分及び決算認定について	79
○報告 事務事業評価結果について	80
○閉会中の継続調査、審査について	80
○町長挨拶	81
○閉会の宣告	82
閉　　会　(午前　9時13分)	82

板倉町告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和7年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年9月5日

板倉町長 小野田 富康

1. 期日 令和7年9月9日

2. 場所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（12名）

1番	永 田	亮	議員	2番	須 藤	稔	議員
3番	藪 之 本	佳 奈 子	議員	4番	尾 澤	將	樹 議員
5番	青 木	文 雄	議員	6番	森 田	義 昭	議員
7番	亀 井	伝 吉	議員	8番	小 林	武 雄	議員
9番	延 山	宗 一	議員	10番	市 川	初 江	議員
11番	青 木	秀 夫	議員	12番	荒 井	英 世	議員

○不応招議員（なし）

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

令和7年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年9月9日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 同意第 5号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 報告第 4号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第34号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第35号 板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第36号 板倉町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第37号 板倉町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第38号 板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第39号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第40号 板倉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第41号 大字及び字の区域の変更について
- 日程第15 議案第42号 財産の取得について（板倉町立小中学校G I G Aスクール端末更新事業）
- 日程第16 議案第43号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第44号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第45号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 認定第 1号 令和6年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 2号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 3号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第 4号 令和6年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第 5号 令和6年度板倉町下水道事業会計利益処分及び決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	永 田	亮	議員	2番	須 尾	藤	稔	議員
3番	藪 之 本	佳 奈 子	議員	4番	尾 澤	澤	樹	議員
5番	青 木 文	雄	議員	6番	森 田	義	昭	議員
7番	亀 井 伝	吉	議員	8番	小 林	武	雄	議員
9番	延 山 宗	一	議員	10番	市 川	初	江	議員
11番	青 木 秀	夫	議員	12番	荒 井	英	世	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小 野 田	富 康	町 長
赤 坂 文 弘	教 育 長	
荻 野 剛 史	総 務 課 長	
橋 本 貴 弘	企 画 財 政 課 長	
長 谷 見 晶 広	税 务 課 長	
佐 山 秀 喜	住 民 環 境 課 長	
小 野 寺 雅 明	福 祉 課 長	
玉 水 美 由 紀	健 康 介 護 課 長	
栗 原 正 明	産 業 振 興 課 長	
塩 田 修 一	都 市 建 設 課 長	
福 知 光 徳	会 計 管 理 者	
石 川 由 利 子	教 育 委 員 会 長	
栗 原 正 明	農 業 委 員 会 長	

○職務のため出席した者の職氏名

新 井 智	事 務 局 長
小 野 田 裕 之	庶 務 議 事 係 長
本 田 明 子	行政庶務係長兼 議会事務局書記

開会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○荒井英世議長 ただいまから告示第87号をもって招集されました令和7年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○荒井英世議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申出がありましたので、これを許します。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 改めまして、皆さんおはようございます。本日は、板倉町議会9月定例会を招集させていただきましたところ、12人全員の議員の皆様にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。9月に入ても残暑が続いておりますし、今日も天気予報等では35度を超える猛暑日になるというようなことも言われているところでございますが、議員各位におかれましては、元気にご活躍のことと、そう察し申し上げ、お喜び申し上げるところでございます。

また、先般、8月2日に板倉まつりを実施させていただきましたところ、自分の想像以上に盛会に開催されまして、多くの町民の皆様にご来場いただき、楽しんでいただけたのかなというふうに思っておりますし、ご協力いただきました議員の皆様には心から御礼を申し上げるところでございます。

また、9月に入りますと、これから台風におびえなければいけないシーズンに入ってくるわけですけれども、先般、9月5日、台風15号が板倉町に最接近しまして、大変影響のほうを危惧していたところでしたけれども、幸い、雨は降りましたが、風等もなく、思ったほどの被害は出なかったというふうなことで喜んでおりますが、やはり板倉川の水位も大分上昇いたしまして、排水機場を回すぎりぎりのラインということで、こちらもちょっと町としてもあたふたとしたところだったのでけれども、事なきを得て安心しているところでもございます。

これから、議会終わりましてから70周年の記念事業といたしまして、冠事業はいろいろと続いてまいります。10月に入りますと70周年記念のコンサートであったり、また、25日、26日の文化祭、そして12日、町民体育祭もあるわけでございます。

また、住民の皆様、若い方からの発議といいますか、声が上がって、音楽フェスであるとか、クラシックカーのフェスとか、新たな町の催しも実施されることに伴いまして、町としても応援をしていきたいということで後援をさせていただくところでございますので、こういった町民の方からの、下からの意見といいますか、住民の皆様からの意見で町がこれから活性化していくと大変すばらしいのかなというふうに思っておりますし、町でも全面的にバックアップをしていきたいというふうにも思っているところであります。

先ほど台風の話になりましたけれども、これから台風時期に入るということで、板倉町は水害に恐れてきたといいますか、対処してきたところでございますけれども、9月28日に板倉町総合防災訓練を行いますので、ぜひ議員の皆様におかれましても地域に下ろしていただいて、ぜひ多くのご参加をいただけるよう、地域の方とともに動いていただければありがたいというふうにも思っております。

本日は、9月議会に上程させていただきました、諮問、同意、報告各1件、議案13件、また認定5件、よろしくご審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げまして、皆様のこれからのご活躍と併せて祈念いたしながら、お願いのご挨拶とさせていただきます。これから長い9月議会続きますけれども、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○諸般の報告

○荒井英世議長 ここで、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名を配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員からの提出がありました例月出納検査の結果を配付しておりますので、ご了承願います。

次に、請願、陳情については、配付した文書表のとおり、陳情1件が提出されておりますが、議員配付のみとなりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件2件、報告1件、条例の一部改正議案8件、区域変更議案1件、財産取得議案1件、補正予算議案3件、決算認定議案5件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○荒井英世議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

6番 森田 義昭 議員

7番 亀井 伝吉 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○荒井英世議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、8月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を求めます。

市川議会運営委員長。

[市川初江議会運営委員長登壇]

○市川初江議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、報告をさせていただきたいと思います。

本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。8月21日に開催した議会運営委員会で協議した結果、会期は本日9月9日から19日までの11日間と決定いたしました。

議事日程でございますが、本会議初日の本日は、諮問第3号及び同意第5号について、提案者による提案

理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、報告第4号について、提案者からの報告を受けます。次に、議案第33号から議案第42号までについて、提案者による提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、議案第43号から議案第45号までの令和7年度補正予算3議案について、提案者による提案理由説明の後、予算決算常任委員会へ付託いたします。次に、認定第1号から認定第5号までの令和6年度決算認定5議案について、提案者による提案理由説明の後、予算決算常任委員会に付託し、本日の本会議の日程を終了いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、付託された補正予算3議案についての審議及び委員会採決を行います。また、予算決算常任委員会終了後、総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第2日目の9月10日は、5名の議員が一般質問をいたします。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会へ付託した補正予算3議案について、委員長による審査結果報告の後、審議決定いたします。

第3日目の9月11日、第4日目の12日、休日を挟み第8日目の16日、第9日目の17日の4日間は、予算決算常任委員会を開催し、付託された令和6年度決算認定5議案について、各課局ごとに決算審査を行います。なお、審査最終日となる9月17日には、決算全体に対する総括質疑の後、委員会採決を行います。

第10日目の9月18日は、休会といたします。

最終日となる第11日目の9月19日は、予算決算常任委員会へ付託した令和6年度決算認定5議案について、委員長による審査結果報告の後、審議決定いたします。次に、8月22日に予算決算常任委員会で実施した事務事業評価の評価結果について、委員長による報告を行います。最後に、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了いたします。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○荒井英世議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認め、今定例会の会期については、委員長報告のとおり本日9月9日から19日までの11日間と決定いたしました。

○諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○荒井英世議長 日程第3、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 では、諮問第3号につきまして、提案理由を申し述べます。

人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員は法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては、議会の意見をいただきて推薦するものとなっております。現在、その職にあります

山口秀雄氏が来る令和7年12月31日をもって1期3年の任期満了となります。任期中、その職務を的確に遂行していただき、今後もその活動が十分可能であると思われるため、引き続き推薦いたたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認め、本案については、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより、諮問第3号について採決いたします。

原案のとおり適任者とすることに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、諮問第3号は原案のとおり適任者とすることに決定いたしました。

○同意第5号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○荒井英世議長 日程第4、同意第5号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 同意第5号の提案理由を申し述べます。

板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。本案につきましては、現在、板倉町固定資産評価審査会委員の任にあります鈴木喜一郎氏が令和7年9月19日をもちまして任期満了となりますので、それに伴う後任の人事でございます。選任に当たり、慎重に人選を行いました結果、氏名、峯崎浩氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。峯崎浩氏は、人格識見が高く、長年地方公務員として板倉町役場に勤務された経験に基づいた指導力、行動力を十分に發揮し、その職務を遂行していただけるものと考えております。

以上、ご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認め、本案については、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより同意第5号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○報告第4号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○荒井英世議長 日程第5、報告第4号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、町長より報告を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 それでは、報告第4号の報告理由を申し述べます。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

まず、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、一般会計における赤字の程度を示す指標でございます。本町においては、実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%となっております。

連結実質赤字比率は、町の全ての会計の黒字と赤字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合にその程度を示す指標です。本町においては、全ての会計が実質赤字または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%となっております。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標です。本町における実質公債費比率は6.3%でございます。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっております。

将来負担比率は、町が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標です。令和6年度は、充当可能基金と元利償還金の普通交付税における基準財政需要額算入見込額を合わせた充当可能財源等が町債残高などを主とした将来負担額を上回っているため、将来負担比率は算定されません。なお、早期健全化基準は350%、財政再生基準はございません。

次に、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標です。公営企業会計ごとに算定することとなっており、本町では下水道事業会計が該当となりますが、資金不足ではないため、資金不足比率は算定されません。なお、早期健全化基準に相当する経営健全化基準は20%でございます。

監査委員の審査意見書はお手持ちのとおりでございますので、御覧いただきたいというふうに思います。

以上で報告を終わります。

○荒井英世議長 以上で報告第4号を終わります。

○議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第6、議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 では、議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し述べます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、令和7年10月1日に施行されることに伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的として、部分休業制度が拡充されることを受け、本町においても所要の改正を行うものです。

主な改正内容につきましては、部分休業について、国と同様に、勤務時間の始めまたは終わりに限り取得可能とする取扱いを廃止するとともに、現行の1日につき2時間を超えない範囲内で取得可能な形態に加え、1年につき10日相当を超えない範囲内で取得可能な形態を設けることとし、職員がいずれかの形態を選択可能とするなどの改正を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議案第34号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第7、議案第34号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第34号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し述べます。

本案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、その一部が令和7年10月1日に施行されることに伴い、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等に関し、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するために、本人、もしくはその配偶者が妊娠したこと等を申し出た職員、または3歳に満たない子を養育する職員への仕事と育児の両立支援制度の情報提供及び意向確認を任命権者が実施しなければならないことを規定するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議案第35号 板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用
等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第8、議案第35号 板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第35号 板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し述べます。

本案につきましては、最近における物価の変動等を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部を改正する政令が、令和7年6月4日に公布されました。これにより、公営制度による町議会議員及び町長の選挙における選挙運動費用の公費負担の限度額等を定めた条例の一部について、公職選挙法施行令の改正に準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、ビラ作成の公費支払いについて、作成単価を7円73銭から8円38銭に、ポスター作成の公費支払いについて、作成単価を541円31銭から586円88銭にそれぞれ増額するものでございます。

以上、ご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議案第36号 板倉町税条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第9、議案第36号 板倉町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第36号 板倉町税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し述べます。

本案につきましては、令和7年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、板倉町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容でございますが、個人住民税における大学生年代の子を対象とする新たな特別控除の創設に伴う規定の追加、町たばこ税における加熱式たばこの課税方式の見直し規定の新設、公示送達におけるインターネットを用いる方法の規定の追加を行うものであり、いずれも上位法であります地方税法等の改正に伴うものでございます。

以上、ご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議案第37号 板倉町印鑑条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第10、議案第37号 板倉町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第37号 板倉町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由を申し述べます。

近年、社会的な認識が進んでいる性の多様性につきまして、性的マイノリティへの配慮の観点から、多くの自治体において各種帳票などの性別表記について見直しが進められております。

本案につきましては、そのような社会情勢を踏まえ、本町におきましても印鑑証明書の性別欄を廃止するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容としましては、印鑑証明書を発行する基となる印鑑登録原票から男女の別の登録を削除するものでございます。

以上、ご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議案第38号 板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第11、議案第38号 板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第38号 板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、令和3年に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害をきっかけに、宅地造成及び特定盛土等規制法、以下、盛土規制法といいます、が新たに施行されたことに伴い、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例、以下、板倉町土砂条例と申します、の規制内容の一部が重複するため改正するものでございます。併せて、不足していた条項の追加や文言の整理をするものでございます。

盛土規制法では、災害防止の観点から、盛土行為等を規制しています。一方で、板倉町土砂条例では、災害防止と環境保全の2つの観点から盛土行為等を規制しており、災害防止の観点が重複いたします。そこで、板倉町土砂条例における災害防止の観点の規制内容を削除し、盛土規制法では規定していない環境保全の観点のみを規制することで、盛土規制法と板倉町土砂条例とでこれまで同等の規制を確保するものでございます。

主な改正内容としましては、各条項における災害防止の観点に関する規制の文言を削除、許可の基準における申請者の条件の追加、不足していた条項の追加として、相続等に関する地位の承継に関する明記や必要書類の備え置き等についての追記、土壤検査やその報告等に関する内容の追記でございます。

以上、ご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議案第39号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第12、議案第39号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第39号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例について提案理由を申し述べます。

本案につきましては、下水道法に基づき下水道管理者が制定する条例に係る技術的助言である標準下水道

条例が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、排水設備等の新設等の工事は、町長の指定を受けた者でなければ行えないことを規定しているところ、災害その他非常の場合においては、他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせることを可能にするものでございます。

以上、ご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議案第40号 板倉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第13、議案第40号 板倉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 では、議案第40号 板倉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し述べます。

本案は、板倉町福祉医療費の支給に関する事務を個人番号を町独自で利用する事務として定めるとともに、当該事務において利用することができる特定個人情報を定めるものでございます。これにより、転入者に係る福祉医療の申請手続の際に所得証明書等の添付書類を省略することが可能となり、手続を効率化することができます。

また、令和8年度中の運用開始を想定している福祉医療費受給資格者証とマイナンバーカードの一体化への対応が可能となり、対象者の利便性向上が図られるものでございます。

以上、ご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議案第41号 大字及び字の区域の変更について

○荒井英世議長 日程第14、議案第41号 大字及び字の区域の変更についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第41号 大字及び字の区域の変更について提案理由を申し述べます。

本案につきましては、群馬県営五箇谷土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、大字大高嶋及び大字下五箇の一部について、大字及び字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この大字及び字の区域の変更の効力は、土地改良法第54条第4項に規定する換地処分公告の翌日から生じることとなるものでございます。

以上、ご説明しましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議案第42号 財産の取得について（板倉町立小中学校GIGAスクール端末更新事業）

○荒井英世議長 日程第15、議案第42号 財産の取得について（板倉町立小中学校GIGAスクール端末更新事業）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第42号 財産の取得について（板倉町立小中学校GIGAスクール端末更新事業）につきまして提案理由を申し述べます。

本案につきましては、小中学校のGIGAスクール端末を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本取得財産の品名及び取得金額、取得相手方について説明をさせていただきます。取得財産の品名につきましては、GIGAスクール端末（クロームブック）でございます。取得金額につきましては、4,385万9,200円、うち消費税は398万7,200円でございます。取得の相手方につきましては、NTT東日本株式会社群馬支店、支店長、田島裕でございます。

以上、ご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議案第43号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

○議案第44号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議案第45号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○荒井英世議長 日程第16、議案第43号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第18、議案第45号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、町長の命によりまして、提案理由のほうを申し上げたいと思います。

議案第43号から議案第45号の3議案につきましては、補正予算に関する議案ですので、一括してご説明いたします。

初めに、議案第43号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。本補正予算につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,128万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億8,716万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、町税に1億4,007万1,000円、国庫支出金に748万5,000円、寄附金に1億1,500万円、町債に90万円をそれぞれ追加し、県支出金から668万9,000円、繰入金から1億7,548万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に7,941万2,000円、民生費に58万6,000円、土木費に410万円、教育費に517万8,000円をそれぞれ追加し、農林水産業費から799万5,000円を減額するものでございます。

また、地方債につきましては、4ページ、第2表のとおり、増額の補正を行い、地方債の調書も変更するものでございます。

以上で令和7年度板倉町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

次に、議案第44号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてをご説明いたします。本補正予算につきましては、第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億210万円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金に404万4,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金に404万4,000円を追加するものでございます。

以上で令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第45号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）についてをご説明いたします。本補正予算につきましては、第1回目の補正予算でありまして、収益的支出総額は変更せずに予算を組み替えるものでございます。

収益的支出の第1項営業費用につきましては、法定福利費引当金繰入額から法定福利費へ88万9,000円を組み替えるものでございます。

以上で令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

議案第43号から議案第45号までの3議案を一括して説明しましたけれども、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第43号から議案第45号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第45号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

- 認定第1号 令和6年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和6年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和6年度板倉町下水道事業会計利益処分及び決算認定について

○荒井英世議長 日程第19、認定第1号 令和6年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第23、認定第5号 令和6年度板倉町下水道事業会計利益処分及び決算認定についてまでの5議案を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 先ほどと同じように、町長の命によりまして提案理由のほうを申し述べたいと思います。

認定第1号から認定第5号の5議案につきましては、令和6年度各会計の決算認定に関する議案ですので、一括してご説明いたしたいと思います。

初めに、認定第1号 令和6年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。

当初予算額は、歳入歳出ともに59億9,500万円でありました。9回の補正予算及び前年度からの繰越事業費を含めた最終予算現額は69億2,543万円となりました。

歳入総額は68億4,534万3,336円で、予算現額に対する収入割合は98.8%でございました。

歳出総額は63億2,433万578円で、予算現額に対する執行割合は91.3%でございました。

歳入歳出差引残額は5億2,101万2,758円であり、翌年度へ繰り越すべき財源3,723万3,000円を引いた実質収支額は4億8,377万9,758円であります。

以上で令和6年度一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、認定第2号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。

当初予算額は、歳入歳出ともに2億2,769万3,000円でしたが、1回の補正予算を含めた最終予算現額は2億4,184万6,000円となりました。

歳入総額は2億4,117万3,579円で、予算現額に対する収入割合は99.7%でございました。

歳出総額は2億3,856万2,365円で、予算現額に対する執行割合は98.6%でございました。

歳入歳出差引残額261万1,214円の繰越しとなり、実質収支額も同額となります。

以上で令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、認定第3号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。

当初予算額は、歳入歳出ともに19億8,261万7,000円でしたが、2回の補正予算を含めた最終予算現

額は20億3,459万6,000円となりました。

歳入総額は19億53万4,791円で、予算現額に対する収入割合は93.4%でございました。

歳出総額は18億4,302万1,694円で、予算現額に対する執行割合は90.6%でございました。

歳入歳出差引残額5,751万3,097円の繰越しとなり、実質収支額も同額となります。

以上で令和6年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、認定第4号 令和6年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。

当初予算額は、歳入歳出ともに13億6,215万5,000円でありましたが、4回の補正予算を含めた最終予算現額は13億5,268万8,000円となりました。

歳入総額は13億3,179万223円で、予算現額に対する収入割合は98.5%でした。

歳出総額は13億24万7,964円で、予算現額に対する執行割合は96.1%でございました。

歳入歳出差引残額3,154万2,259円の繰越しとなり、実質収支額も同額となります。

以上で令和6年度介護保険特別会計歳入歳出予算についての説明を終わります。

最後に、認定第5号 令和6年度板倉町下水道事業会計利益処分及び決算認定についてをご説明いたします。

収益的収入の予算額は、当初2億5,874万1,000円でしたが、その後、1回の補正により予算現額は2億5,441万7,000円となり、決算額は2億6,977万2,643円、予算現額に対する収入割合は106.0%でございました。

収益的支出の予算額は、当初2億5,874万1,000円でしたが、その後、1回の補正により予算現額は2億5,269万1,000円となり、決算額は2億3,844万9,040円、予算現額に対する執行割合は94.4%でございました。

続いて、資本的収入の予算額は、当初6,433万4,000円のまま補正是行わず、決算額については6,403万3,000円で、予算現額に対する収入割合は99.5%でございました。

資本的支出の予算額は、当初8,735万2,000円でしたが、1回の補正により予算現額は8,635万2,000円となり、決算額は8,621万7,555円で、予算現額に対する執行割合は99.8%となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,218万4,555円は、令和5年度からの引継金2,211万4,519円、それと当年度分の損益勘定留保資金7万36円で補填をしておるところでございます。

なお、当年度末の未処分利益剰余金3,132万3,603円につきましては、繰越利益剰余金としまして翌年度のほうに引継ぎをいたします。

以上で令和6年度板倉町下水道事業会計利益処分及び決算についての説明を終わります。

なお、各会計における監査委員からの審査意見書は、別紙のとおりでございます。

また、各会計における主要施策の成果についても、全協のときにお渡ししてあるとおりでございます。

以上、認定第1号から認定第5号までを一括ご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いします。

以上です。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

ただいま議題となっております令和6年度各会計の決算については、監査委員による決算審査が行われて

おりますので、監査委員より審査結果の報告を求めます。

延山監査委員。

[延山宗一監査委員登壇]

○延山宗一監査委員 よろしくお願ひいたします。令和6年度決算審査についてご報告を申し上げます。

令和6年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査については、令和7年8月6日に実施いたしました。この件につきましては、大塚監査委員とともに小野田町長へご報告をいたしました。

それでは、令和6年度一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算並びに下水道事業会計の決算について、計数の正確性、予算執行状況の適否を審査したので、その結果を報告いたします。

令和6年度各会計の決算は、計数に誤りがなく、適切な予算執行がされているものと認めます。各会計いずれも財政運営が健全であるほか、有効かつ適切な予算の執行によって、町民福祉の向上と地域社会の発展に努められており、行政目的がおおむね達成されているものと認めます。

令和6年度においては、工事実績として現れていますとおり、施設の老朽化による修繕対応などの歳出が増加しております。また、物価や燃料費の高騰による影響に加え、国が進めている所得増の政策により、あらゆる費用が増加傾向となっております。社会保障費の増大により、影響がますます大きくなっている中で、国の政策として行われる減税などにより、歳入が減少することも考えられます。

これらの状況を十分に認識し、健全な財政運営を堅持するため、より一層の努力を期待するものであります。

なお、下水道事業においては、令和6年度から公営企業会計に移行しております。一般会計からの基準外繰入れが多くあることから、収入の確保に努め、繰入れの縮減に努めていただく旨を意見として付します。

以上で報告を終わります。

○荒井英世議長 審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○荒井英世議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 (午前10時01分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

令和7年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年9月10日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第43号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

日程第 3 議案第44号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 4 議案第45号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	永	田	亮	議員	2番	須	藤	稔	議員				
3番	藪	之	本	佳	奈	子	議員	4番	尾	澤	将	樹	議員
5番	青	木	文	雄	議員	6番	森	田	義	昭	議員		
7番	亀	井	伝	吉	議員	8番	小	林	武	雄	議員		
9番	延	山	宗	一	議員	10番	市	川	初	江	議員		
11番	青	木	秀	夫	議員	12番	荒	井	英	世	議員		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小野田	富	康	町	長	
赤坂	文	弘	教	育	長
荻野	剛	史	総務	課長	
橋本	貴	弘	企画財政	課長	
長谷見	晶	広	税務	課長	
佐山	秀	喜	住民環境	課長	
小野寺	雅	明	福祉	課長	
玉水	美	由紀	健康介護	課長	
栗原	正	明	産業振興	課長	
塩田	修	一	都市建設	課長	
福知	光	徳	会計管理	者	

石川由利子 教育委員会
事務局長
栗原正明 農業委員会
事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

新井智 事務局長
小野田裕之 庶務議事係長
本田明子 行政庶務係長兼
議会事務局書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○荒井英世議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○荒井英世議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長からの提出がありました委員会付託案件の審査報告書を配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○荒井英世議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従い質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は45分です。

森田議員。

[6番 森田義昭議員登壇]

○6番 森田義昭議員 6番、森田です。おはようございます。本日も通告書どおり質問をさせていただきます。

なかなか秋らしい日々とはならないのですが、9月に入りました。今年も台風のシーズンかなと思っておりますが、最近では線状降水帯またはゲリラ豪雨等々、いつどこで大雨になるのか分からぬ、テレビの報道で知るといった日常かと思っております。それはそれで大変天気予報も実によく当たりますのでいいのですが、予報が出れば当町のホームページにもすぐに関連した通知が入ってきます。もちろん町の防災ラジオ等にもです。そこで我々町民は次に何をするのか、どうしたらいいのか、迷わず行動ができる、これが安心安全なまちづくりかと思っております。今年の夏も各地で豪雨による氾濫や浸水、土砂災害が発生しております。高まる水害リスクについて質問をしていきたいと思います。

早速ですが、今月、町としましても、9月は防災の月としまして、防災ハザードマップを配布いたしました。若干字が小さいのが我々年寄りには見づらいのかなと思っておりますが、そう思うのは自分だけかもしれません。とにもかくにもこの避難地図が大切なのかと思っております。この後にも出てきますが、前の町長の思いですか、もう一度はっきりした町長の気持ちなどもお聞きしたいと思っております。

まず初めにお聞きしたいのですが、防災ラジオですが、ここでの発言で皆さんとは、我が町の皆さんということに取っていいわけなのです。言い換えれば、どこの誰というのではなく、はっきり町内の皆さんなのですが、それを聞いた町民の皆様方は、自分自身または身内、町内にいる親戚と常に我々のことなのだと認識が必要かと思います。そのための庁内防災ラジオだということを忘れないでいてほしいと思います。これというのもなんですが、常に自分自身だという思いがあるとどんな緊急事態に対しても平常時に近い自分でいられるのかと思っております。大切なことだと思います。特に緊急時においては、まず慌てないことです。

台風の備えは、前町長がつくり上げた災害への備えがあるが、これをどのように実行していくのか考えがあるのでしたらぜひお聞きしたいと思います。それ自体万全なことはないと思っておりますが、前町長は自分が思うに、これでもかと言えるぐらい万全には万全を尽くした人かと思っております。できることは全てやった人、やってもやってもやり過ぎではないと思いますが、ただ残念なことに皆様方に周知されていないような気がします。1番は高台への避難経路ですが、これが町民の方々に分かってもらっているのか、感じているところはあります。どうでしょうか。皆さん、町でもその辺の周知をいろいろ対策をしておりますが、肝心の町民の皆様がしばらく命の危機に対して面していないものですから、必要性が薄いのではないかと思っております。ただ、これから秋、台風の季節となります。台風が発生すれば進路が気になります。こちらに向かってくると、それから慌てても遅いかと思っております。高台への避難経路、どのように周知させていくのかお聞かせください。

○荒井英世議長 萩野総務課長。

[萩野剛史総務課長登壇]

○萩野剛史総務課長 それでは、お答えします。若干経緯も踏まえてお話ししたいと思います。

令和元年の東日本台風、これ台風19号ですけれども、この経験を踏まえまして、町内の高台2か所に洪水時緊急避難場所を令和4年に整備いたしました。これに併せまして、限られた避難場所に住民を確実に避難させるために、令和5年5月に洪水時住民避難計画を作成しております。この計画におきまして、町を小学校区の2地区に分けまして、行政区ごとに具体的な避難先の指定をしております。この高台2か所の避難所に車での避難ということが基本になっておりますが、交通渋滞を避けるために行政区ごとに具体的な避難経路を定めております。この避難計画に基づきまして、令和6年度から行政区別に避難訓練、防災講習会等を行っております。さらに、町全体の避難訓練も実施しております。この防災訓練、避難訓練等で避難経路と避難場所の指定された経緯と重要性を伝えるとともに、訓練で実際に指定された経路を通じて指定された場所、避難場所に避難するということを繰り返し行っております。行政区指定の避難経路におきましては、ルートが分かりにくい点もあるかと思いまして、分岐点等に誘導の標識も設置しているところであります。

また、板倉町のハザードマップ、これをリニューアルいたしまして、この9月の広報に合わせまして、全世帯に配布したところでもあります。今回のハザードマップの更新では、A1サイズという大きなサイズの地図となっておりまして、それを折り畳む形になりますが、地図の面につきましては想定される最大規模の浸水状況とともに、行政区ごとに指定された避難経路や避難場所も図示しております。見やすく図示しておるところでございます。

さらに、今年6年ぶりに板倉町総合防災訓練を予定しております。9月28日に予定しております。訓練内容についても避難訓練、会場訓練と計画しております、再度行政区指定の避難場所、避難経路を確認する機会ともなっております。

避難場所、避難経路がどの程度浸透しているかというようなことにつきましては、数字で表すことはできませんけれども、このように繰り返し避難訓練、防災講習会等を実施したこと、おおむね全ての町民が一度は目に触れているものと考えております。これからも防災に関する様々な機会を設けまして、一歩一歩着実に浸透していくよう努力していきたいと思います。町民の意識が大切だと思います。それも含めいろいろ努力していきたいと思っております。

以上です。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 今、町内を車で走っていると避難経路に関する看板が目につきます。目につくというのは、自分がいつも通っている道だけなのですが、これが何か所ぐらい設置されているのか、もし分かれば。

○荒井英世議長 萩野総務課長。

[萩野剛史総務課長登壇]

○萩野剛史総務課長 すみません、何か所とちょっと手元に数字はないのですけれども、避難経路の途中でちょっと分かりづらいような場所にそれぞれ設置しております。訓練では、誘導の消防団とかがおりますけれども、実際の災害となると全てがいるとも限りませんので、分かりにくい場所につきまして設置をしているところでございます。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 この地図にも書いてあるのですが、自分は70年以上ここに住んでいるので、これを見ただけでも分かります。でも、基本的に新しい人間というか、新しく来た人たちがこれを見ただけで理解するのは難しいのかなと思っております。1つには、理解をしようとしていない人もいるかもしれません。それは、防災に関して災害に遭っていない、自分をはじめ災害には遭っていません、水の災害には。今、板倉町70周年ですが、町ができたときに生まれたものですから、災害があったのは75年ぐらい前ですか、板倉町が。それで、特に知らない人、新しく町内に来た人または外国人の方、もちろん高台への避難は登録制になっているのですが、それさえ知らない方がいます。緊急時にそれを知らせるので、かなり無理があるようと思えるのですが、その辺の町の対応をお聞きしたいと思います。

○荒井英世議長 萩野総務課長。

[萩野剛史総務課長登壇]

○萩野剛史総務課長 我々も分かりづらいとか、板倉町の地理とか分かりづらい方もいるかなというふうには思っておりますが、地図の経路につきましては、分かりやすい大きな道路になっておりまして、一部分かりづらいところに標識を設置しているというところで、設置の場所については先ほど言いました6か所の設置をしているところでございます。実際に地図に基づきまして皆さん行動していただけるというところではありますけれども、地図分からなかったとか、そういう場合もあるかと思いますが、その辺も含めて今回大きなリーフレットで1ページ目ですか、自分の命は自分で守るというような意識づけを十分にしていただくということで、その辺も含めて啓発していきたいということになっております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 何年前でしたっけ、一度やりましたよね、車の避難訓練を。そのときにその地図の通りに走ったのですが、自分も初めて通る道もありました。70年も生きていてこんな道があったのかというような道が避難経路になっているわけです。それが一度も通ったことない道を避難経路にしなくてはならなかつたという苦しさもあるのでしょうかけれども、基本的に周知していくのは難しいのかなと思っております。簡単にするのには何回も何回も何回もそこを通れば分かるわけです。もちろん1回通れば分かるという人もいますけれども、緊急事態にそこを通らなくてはならないというのは、何回も何回も通らないと分か

らない。

また、避難所へのパス券がありますよね。これを持っていないと中へ入れない。避難訓練するのにもパス券がないと入れてもらえませんでした。自分はパス券持っていないものですから、取りあえず渋滞状況を見てこいとある人に言われたので走りました。もうガラガラで、またそのときは消防団もちゃんといましたから、難なく避難はできたのですが、このパス券の新たな発行などは考えているのですか。見直しの頃かなと思いますが、どう考えているかお聞きしたいと思います。

○荒井英世議長 萩野総務課長。

[萩野剛史総務課長登壇]

○萩野剛史総務課長 それでは、お答えします。

パス券、許可証のことだと思いますが、当初許可書を発行しております、その後ですけれども、再発行とか特に行っておりません。許可証がなければ実際に災害のときに来た避難者に対して出ていけというようなことはなかなか言えないというのが現状かと思います。その辺も含めまして、許可証の今後につきましては、いろいろ検討していきたいなというように考えております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 そうなのですよね。避難してきた人がパス券を持っていなかった、では出ていいってくださいと言えないのです、なかなか。ですから、あらかじめパス券がないと入れないよという教育も必要なのかなと思っております。また、新たにパス券が欲しいといった人にはどのようにするのか、これも一つの課題かなと思っております。

今では、町全体というより、その地区その地区で別々に避難訓練が行われております。言葉を換えると自主的に行われているのですが、当地区では、当地区とは5区ですが、当地区では6月の最終の日曜日でしたか、開始したわけですが、そのときの人数などは町では把握していると思うのですが、内容はどうでしょうか。もちろん内容はマニュアル化していると思いますが、何が一番ここでの売りというか、何を求めて避難訓練を地元にさせているのか。というのは、参加したのですが、行って名前を書いて、エッと言つたら、これで解散ですと、全体で話合いも一度もない。そこでせめて5区はこうやって逃げるのですよとか、必要だったかなと思うのですが、その辺どうでしょう。自分も参加しましたが、一々なのですが、緊張感がないように思えた。いろんな方、区長をはじめ皆さんにお世話になり、区を挙げて開始している割には、その苦労が分かりづらい。これって我が地区だけのことなのでしょうか。そうではないのだと思います。やはりいつかの台風みたく、板倉に向かってきて皆さんが避難したといったことが昨日のように実際に経験すれば、不謹慎ではありますが、1年に1度小さな台風が板倉町に来てもらえば一番分かりやすいのではないかと思っております。それほどそんな都合のいいようなふうにはいかないわけですが、よく言われることですが、災害は忘れた頃にやってくるといいます。まさに今日現在、皆さんのが忘れているのかもしれません。でも災害がなければいいのですが、これから先ずっと来ないということを願うだけでは発展がないと思います。

町でも地図をつくりました。これって大事なことだと思います。自分の避難訓練のときに渡されたら、チラシがあるのではないかと思っておりましたが、この地図はありませんでした。地元の避難訓練のときに。このように地図があるかないか、この地区はこうやって逃げるのですよ、あるといいのですが、その辺の検討をしていただけないでしょうか。

○荒井英世議長 萩野総務課長。

[萩野剛史総務課長登壇]

○萩野剛史総務課長 それでは、お答えします。

前回もハザードマップ、今回も改訂版のハザードマップをお配りしています。町民に我々は配布なり情報の発信をしております。町民自ら情報を積極的に取りに行っていただくというようなこともしていっていただきたいというようなところでございます。自分の命は自分で守るというようなことが前提になっております。我々は、それを全力でサポートするというようなことであります。避難訓練とか防災訓練を通して、我々も啓発に努力をいたしますが、町民の意識の高揚というのですか、についても議員さんも含めて町民に啓発等していただければと思っております。

以上です。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 先ほども言いましたが、前町長がつくり上げた高台への避難所、また経路、これはどのように生かしていくのか、これは今の町長の課題にもなるかと思っております。どのように考えているか、町長、お聞かせください。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 お答えいたします。

この住民避難計画については、私も議員時代に関わっております。前町長は、やはり水害については大変心配をしていらっしゃって、いかに町民を守っていくのかという部分につきましては、ハード面につきましては堤防の強靭化、遊水地の容量アップということにつきましては、国、県に要望していたところですが、ソフト面という部分において板倉町として何ができるのかという部分を考えたときに、今回高台への緊急避難場所の整備ということに相なったわけでございます。基本、広域の避難を各町民の皆様には推奨、またお願いしているところでございます。友人、知人、親戚等のある程度高いところの親戚の家の方に避難していくだけを基本といたしまして、前回アンケートで例えば垂直避難ができる家、どうしてもそういった知人がいないということで町にとどまらざるを得ない方という部分につきましての今回の緊急避難場所の整備ということに相なったわけでございまして、今まで片田教授等からもいろいろお話を、私も説明を聞いてきたところでございますが、基本は徒歩での避難というところだったのですが、やはり3日分の食料、水等を持って動く場合に、町内板倉町については結構広いものですから、なかなか徒歩での避難というのは厳しいというときに、避難場所として駐車場を整備すれば、車での避難も可能になるというような考え方の下、本当に今全国でも革新的な取組を始めたところであったわけですが、そうなったときに何が心配になるかといったときに、一斉に町民が同じ場所に避難を始めたときに交通渋滞が怖いであろうということで、各行政区、地域ごとに避難経路を定めたというようなことを私は認識しているところでございます。ですので、今まで各地区、また毎年町でも避難訓練というのは行っているところでございますが、何をそこで見たいかというと、では一斉に避難が始まったときにどれくらいの渋滞が発生するのかというのを心配して、町当局といたしましては、それを見たいというふうなことで行っているのが大きいところであるのですが、なかなかやはり参加者が少ないという部分もありまして、実際に渋滞をしているところはないのです。私も毎年避難

訓練を参加しております、車での避難を行っておりますが、実際スカスカで渋滞はしておりません。むしろ解散するときに出口がいっぱいになるというような本末転倒な避難訓練になっていたのかなというふうにも思っております。ですので、この避難訓練を何度も何度も行うことによって、いつやります、なるべく住民の方が参加しやすい日程で行うというような形で、これからも啓発しながら行っていくのが最適かなというふうに思っております。

また、いつになるかは分かりませんけれども、垂直避難の方は基本避難所には避難をしないという形になっておりますし、親戚のほうに広域避難をされる方、そういう方の人数というのも、これから再度アンケートなりは取らなければいけないとは思っておりますが、前回のアンケートからそれほど時間もたっていないというふうな認識でございますので、これから来年度から保育園の一園化ということで、北保育園が閉鎖されることになっておりますので、あそこも高台にございますので、さらに避難場所の拡大というふうには使えるのかなというふうにも思っておりますので、避難場所の拡大、強化というところと、皆様につきましては、避難訓練に積極的に参加していただけるような啓発、強化というのを両面で行っていくのが大事かなというふうに思っております。

以上です。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 何でもそうですが、つくったらおしまいではなく、それをどのようにして生かしていくか、これが課題かと思っております。今のお話で町長と問題意識を共有できたかなと思っております。

当町においては昔、水が出て以来、それも七十何年前、水に弱い町といったレッテルが張られているかと思います。そのせいで町の開発も、ひいてはニュータウン等にも影響が出ているとも聞いております。それでも、自分が生まれて71年以上水は出ていません。その辺ももっともっとアピールしていく必要があると思います。どうなのでしょうか。この間も議会で利根上を拝見に行って、その後利根川のこんなでかいというか、でかいブルドーザーが無人で補強していました。聞きますと、今GPSあと何ミリ高くするのだよというとやってくれるのであって。昔、自分も飯野地区に親戚があったものですから、自分が小学生より小さかったですかね、たしか飯野の居間から水面が見えたような、利根川の、それぐらい低かったです、利根川の堤防は。それから高くなりました。また、八ッ場ダムのおかげでこの間の19号のときは助かったのだよと言ってくれている人もいます。今、八ッ場ダムは渴水状態ですので、今來たらちょうどいいのかなと本当に思います。ただ、天任せ、運任せではなく、やることはやっているといったようなことはどうでしょうか、自分が思うにはかなり完璧にこなしているのではないかと当町に対しては思っております。どうかして、水の話になると何となく町自体がかなり消極的になって声が小さくなっているのかなと思うのです。何に対してもですが、水に対してもっと自信を持って外部に発信していくのがいいのかと思っております。町長、板倉は水に対しての対策は積極的に万全を期していると、今ははっきり言い切る必要があるのかなと思っております。なぜこんな話をするかといいますと、明和町の工業団地、ツムラの倉庫ですか、あそこの工場長が新聞に出していました。すぐ目の前に5階建てですか、工場長が書いているのです。こんな水に対して安全な町はない。明和町は安全な町なのです、その工場長の話では。板倉は水が出る町、それでは不公平ではないかなと思っております。何回も言いますけれども、排水ポンプでも当時は全国ででかいのが5つあったそうです。その3つが板倉に配置されているというのですから、それも皆さん方がもっと自信を持って発信

できる、知っている人は少ないのでないかなと思います。ですから、水に対しては板倉はもう心配ないと言いたってもいいかと思っておりますが、町長、どうでしょうか、その辺は。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議員おっしゃるとおり、昭和22年のカスリーン台風の被害以来、板倉町は大水で悩ましたというような記録はございません。昭和22年というともう78年も前の話になります。うちの母親が昭和20年なので、うちの母親でさえ知らないというようなことであります。ですので今まで、ちょっと言い方下品なのですけれども、カエルがしょんべんすれば水が出るって言われたような板倉町、また水辺に嫁はやれないよとか、今までそういった水に苦しめられてきた町というようなことで、どうしてもそういった水害に対してはナーバスになってきている部分というのはもちろんございますし、それに比例して水の備えをしっかりとしていくこと、利根川、渡良瀬川の堤防の強化であったり、排水機場の整備ということで、幸い今まで大きな水害に出会っていないというのは、これは本当に事実でございますし、逆に利根川、渡良瀬川、大きな川の堤防が強化されたということで、それに連なる支流のほうが先に決壊して内水氾濫的なものを起こしているというのが今の現状というふうに認識しております。

板倉町に限らず日本全国、地震であったり、土砂災害であったり、先ほどの内水氾濫、これは都会に多いのかなというふうに思っておりますけれども、日本全国どこを見回してもいつどこでどんな大きな災害が起こっても不思議ではない、先ほど災害は忘れた頃にやってくるというようなこともありましたが、今は災害は忘れる前にやってくるというようなことで、板倉町としても常に何があってもいいような形での備えはしているつもりでございます。先ほど議員おっしゃったように、町は水災害につきましては、これ以上ないというような気持ちで対処をしてきたつもりでございます。ですが、実際標高が低いということにつきましては、これは隠しようもなく事実でございます。明和町もすぐ隣で、実はそれほど地盤の高さには差はないというようなことで、平均すると2メートルぐらいの差はあるのかなというふうには認識しておりますし、逆に高台については板倉町のほうが高台もございます。ですので、そこに避難場所をつくったというような経緯もあるわけでございます。ですので、企業の進出、あとは住民の増加と転入ということに関しまして、不動産業法といいますか、が変わってハザードマップを示さなければいけないというようなことになって、そこに住むか、そこで工場、会社を創業するかというのは、板倉町がどうこうというよりは、新たに転入したいと思う方、板倉で創業したいと思う会社の考え方一つのかなというふうに思っております。板倉町は、実際水災害以外については、本当に安全安心な町だというふうにも考えております。ただ、町の今住んでいらっしゃる住民の方に対して、板倉町は水怖いですよというようなことは繰り返し伝えていかなければなりません。ただ、実際今のところは78年大きな災害が起きていないということも事実でございますので、ハード面についてはある程度整備もされてきている、ソフト面については町が主導いたしまして、ちゃんと避難の経路、準備もしているというようなことを含めて説明をしていけばいいのかなというふうに思っておりますし、殊さら水災害が心配です、危ないですというようなことを言っていくつもりはないのですけれども、先ほど議員もおっしゃったように、町民の命を守っていくのがまずは町の重大な責務でございますので、町民の方についてはしっかりと水の怖さというのは教えていき、ちゃんと避難できるようにというようなことは引き続きやっていきたいというふうに思っております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 町長の言うこともすごく分かります。基本的に住んでいる人にはやはり水の怖さというのは、これでもかというぐらい教えていかなくてはいけない。だけれども、これから住む人には、そのところは取りあえず万全ですよと言ってもいいのではないかなと思います。町長をはじめ町職員の全員が統一して水に強いまちづくりが出来上がったと思ってもらいたいものです。板倉町にはそうなってほしいと思っています。

忘れていましたが、最後の質問ですが、平時は避難所の利用を考えているのか、これも1つお聞きしたいと思います。駐車場だけではなく、そこをずっと空いているわけですよね。これも何回も言いますけれども、台風が来たときにどいてもらうといったような施設になるかと思うのですが、例えばあのままにして子供たちが遊べるとか、何か平時の利用方法が1つあればお聞きしたいと思います。

○荒井英世議長 萩野総務課長。

[萩野剛史総務課長登壇]

○萩野剛史総務課長 お答えします。

この高台の2か所の洪水避難所、これにつきましてはあくまでも洪水時の緊急避難所として整備しておりますもので、ほかの活用は今のところ考えておりません。ただし、北の北部公民館、それと東の東小、わたらせ自然館、これが駐車場に隣接しております。公民館では住民検診、公民館まつりなど、東小では運動会、保護者会など、わたらせ館でもイベントを行っているところでありますので、そのときの臨時の駐車場としての活用は現在もしております。あくまでも臨時の駐車場です。

以上です。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 基本的にはその程度でいいかなと思っております。五霞町にも避難所がある、高台の。それで、ふだんは何しているのかなと思ったら、人によってはバスケットコートがあるよ、線は引いていないけれども、そのようなことを言っている人もいましたが、これはちょっと確認していないので、何も言えません。ただ空いていると、ここを何とか利用できないのかなといったような意見も出るのかなと思いましたので、1度だけ聞いてみよう。これは前町長も言っていました。ここは何も使わないよ、避難所なのだからということで納得はしたのですが、いまだに何も使わないということでいいのではないかと思いますが、ここで時間もありませんので、次の質問に入りたいと思います。

次の質問ですが、携帯のLINEですが、当時の当町のトピックスとして板倉町いじめ問題対策委員会議と銘打って連絡が入りました。これって小学校2校と中学校がありますが、各校でこのような会議が行われているのでしょうか、定期的に。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 ホームページにも紹介がありましたように、定期的に会議を持って協議をしております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 いじめ問題対策ですが、いじめに関して話し合うのでしょうか、それだけに特に話し合いをしているわけだと思います、特にいじめ問題対策委員ですから。メンバーを見ますと、法律でいうと

弁護士さん、医療でいいますと医師、スクールカウンセラー、福祉、そして元教師と、各方面の活躍なさっている方々だと思うのですが、医師とは精神科でしょうか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 特に精神科の医師というわけではございません。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 そうなのですね。これは井上先生と書いてあったものですから、井上先生という精神科の先生がいるのかなと思って。そうしたらそうではない、そこの井上先生だよと。自分はあそこに世話になっているものですから、この間行ったときに聞きました。先生、いじめ問題に詳しいのですかと言ったら、1回しか出ていないと言っていましたよ、その会議に。ふだんの午後とか午前中だから出られないよなんて言っていましたけれども、持論は語っていました。こうこうこうでこうなるのだよ、なるほどなと思って納得はしたのですが、どのような話し合いをなさっているのかお聞かせいただければ納得もするのかなと思いますが、もちろん概要だけで十分です、時間がありませんので。ここでの話し合い。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 先ほど会議は持っているのかということでお話されましたけれども、この会議は年に2回開催しております。第1回目は小学校、今年は東小でやれば来年は西小と、そして後期については板倉中学校ということで実施しております。その会議の中で、まず各学校のいじめ防止の取組について校長より説明をしていただきます。その後、授業の様子や児童の様子などを視察していただきます。なかなか学校に足を運ぶ機会の少ない方々ですので、まず小学校とはどういうところか、中学校とはどういうふうに学習しているのかと、その様子を御覧いただくということです。その後に町全体におけるいじめの現状ということで、教育委員会から報告をさせていただきます。その後、委員様からいろいろご意見をいただくわけなのですけれども、今回は7月9日に西小学校のほうで実施をさせていただきましたけれども、その会議の中で委員の皆様から意見をいただきました。1つ目が日常のいじめ防止活動をさらに継続、充実させてほしいうこと、それから2つ目がいじめを受けた子の安全安心をまず確保してほしいということ、それから3つ目については、必要に応じてですけれども、ちゅうちょなく外部機関へ相談してほしいと、学校だけで抱え込まないということで、ぜひ外部機関、東部教育事務所ですか福祉の施設、あるいは警察等も含まれると思います。そういう外部機関に相談することは必要ですよというような助言をいただきました。また、担任の対応だけではなく、広く学校全体で指導していくと、それぞれの問題に取り組んでいくという、そういう体制を整えてほしいということなど、多くの意見、助言をいただいたところです。こうした意見は、学校の具体的な取組、また教育委員会の方針等に反映させていきたいというふうに考えております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 全国では、今年の8月30日の朝日新聞に出ていたのですが、いじめで自殺かと、これは重大事態認定と出ていました。大阪市教育委員会とあり、市長が記者団の質問に答えています。これって前にも自分が質問したのですが、いじめがあれば学校から離れて市町全体の問題になります。町の問題となりますと一番の最高責任者、町長が答えなくてはならない。もちろん学校もですが、忘れないでほしいと

思います。学校で起きたことが町の問題になるといったことです。町長からすれば理不尽な話かなと思いますが、これが世の流れかなと思っていますので、時間があればもう少しまとめたこと、二、三ページあるものでいざれども、今日はこれで時間がありませんので、終了したいと思いますが、よくよく考えて、町長までいかないようにお願いします。

以上で終わります。

○荒井英世議長 以上で森田義昭議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。

10時から再開いたします。

休 憩 (午前 9時46分)

再 開 (午前10時00分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、藪之本佳奈子議員。

なお、質問の時間は60分です。

藪之本議員。

[3番 藪之本佳奈子議員登壇]

○3番 藪之本佳奈子議員 3番、藪之本佳奈子です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

日頃より町政や教育のためにご尽力いただいている町長をはじめ執行部の皆様、そして教育長をはじめ教育委員会、学校の先生方、多くの教育関係者の皆様には感謝申し上げます。子供たちの未来につながる教育の課題について、今日は教育長に質問させていただきたいと思います。単に課題を指摘するだけではなく、町の未来と一緒に考え、解決策を探るための場と考えております。町民の声を届け、町の方針を確認し、よりよいまちづくりへつなげるため、今回も質問させていただきます。

本日は、教育の現場に関わる2つの大きなテーマについて質問いたします。1つ目は中学校部活動の地域展開について、2つ目は外国語指導助手、ALTの配置と活用についてです。どちらも子供たちの学びと成長を大きく左右し、町の将来を形づくる人材育成の基盤となる重要なテーマです。

それでは、1つ目からいかせていただきます。中学校部活動の地域展開について。国は、令和5年度から7年度を部活動地域移行の改革推進期間、そして令和8年度から13年度を改革実行期間とし、休日の部活動を原則全て地域展開へ移行する方針を示しています。しかしながら、中学生や保護者、小学生やその保護者においても、部活動の実施形態が変わる可能性やスポーツ、文化芸術活動の体験の場が地域へ移行する可能性について十分知られていないのが現状ではないかなと思います。一般の町民には、この議論自体がなかなか浸透していない状況とも考えられます。

そこで、質問いたします。地域移行からまず地域展開に見直された背景についてどのように認識し、今後どのような方針で進めていくお考えでしょうか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、中学校の部活動の地域展開ということについてお答え申し上げます。

文部科学省では、これまで地域移行と呼ばれてきた部活動改革について、その目的と枠組みを見直して地域展開というふうに呼称を改めております。これは、今まで中学校教員が顧問として担ってきた部活動の指導を地域の指導者へ移行するということだけではなくて、地域の指導者、あるいは社会団体、文化団体、クラブチームなど、社会全体で支え合って、ともに子供たちを育てる仕組みに転換するという、そういう意義を強調するためのものであるというふうに捉えております。つまり子供たちが多様な活動を体験できる機会、そして少子化の中でも将来にわたって活動を継続できる環境を確保すると、そういう仕組みをつくっていくことが地域展開であるというふうに考えております。

この背景には、少子化によって学校単位での部活動の運営というのが困難になってきていることですか、中学校教員の負担軽減、そして各部活動における技能等、教育の質の確保というような課題がこれまでありました。また、文科省やスポーツ庁、文化庁の3者は、令和5年度から7年度までを改革推進期間と位置づけて、休日の部活動については合同活動や地域クラブへの展開を早期に進めるよう各自治体に求めてきております。さらに、令和8年度、来年度から令和13年度までを改革実行期間と位置づけております。

こうした国の方針を踏まえて、本町におきましても今年の7月に小学校高学年、そして中学生、小中学校の教職員を対象に、この部活動の地域展開についてのアンケートを実施しております。現在、その結果を集約中でございます。年内には、板倉町小中学校部活動地域展開の在り方検討委員会というのを立ち上げて、アンケート結果を基にできるところから取り組んでいきたいと、このように考えております。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。現在は、集約段階ということで進んでいるということありがとうございます。

保護者からは、板倉町は今後どうなるかが今現在分からぬという不安の声が上がってきております。ほかの自治体では、もう既に令和8年度から部活動を廃止すると具体的に示している例もあります。町としても、早い段階で方向性を打ち出し、町民に情報を提供していくことが必要ではないでしょうかと考えております。やはりすぐにできるものではないので、私たち保護者にとって、また地域住民の人たちもそうなのですけれども、まずは部活動がなくなってしまうのか、もしくはなくならないで進んでいくのか、そういう大きな方向性ですら分からない状態で不安の声も出ておりますので、今後どういう方向で今進んでいるか、そういう点におかれましても情報を提供していくことが必要かと思います。いかがでしょうか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 今ご指摘いただきました、まず中学校の部活動がなくなってしまうのではないかということについてのお答えなのですけれども、この地域展開、最終的には学校から部活動を切り離すということなのですけれども、板倉町では当面の間は現在の部活動を継続していくというような方向で進めております。

それから、町の情報提供を早くしていく必要があるのではないかというお話をされましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、令和5年度から7年度まで改革推進期間ということが打ち出されまして、板倉町としては県内の先進地域として吉岡町、そして玉村町を視察して、板倉町の参考にしていきたいということで

視察をしてきました。しかし、町の規模も違いますし、地域のスポーツ団体、サポート体制、こういうことも違うので、簡単には導入できないということを痛感してまいりました。県内の他の市町村でも、導入に対しては困惑していて、なかなか導入にまでには至っていないというのが現状であります。特に指導者の確保、地域展開のシステム化、それから活動時間をどうするのか、あるいはけがなどがあった場合に責任の所在はどうするのか、それから活動費用もあります。そういう様々な課題があるので、そういうのを一つ一つどうやって解決していくべきかということで、実施については大きなハードルがあるのかなということです。

とにかくこの部活動の地域展開、部活動を学校教育から切り離して、そして地域で負担すると、つまり板倉町で負担しなさいということです。今までにない取組ということです。実施に当たっては、それぞれの教育委員会で地域の実情に合わせて取り組むことということが前提になっております。先例がないことなので、難しいというのが多くの教育委員会の意見でございます。さらに、先進的に導入はしてみたけれども、うまくいかなかつたと、こういう例も聞いております。板倉町としても近隣の進捗状況、それから様々な情報、そういうところを慎重に検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたとおり、板倉町としては7月にアンケートを実施しました。今後、中学校部活動地域展開の在り方検討委員会というようなことを組織して、具体的な導入に向けて取り組んでいきたいとそんなふうに思っています。国では、来年度から13年度までの6年間を改革実行期間と位置づけておりますので、板倉町としてもこの6年間で板倉町らしい、板倉町の特色を生かした、そういう地域展開を進めていたらいいかなというふうに考えております。

○荒井英世議長 蔵之本議員。

○3番 蔵之本佳奈子議員 ありがとうございます。すごく大きな課題であり、すぐにどうこうできるものではないからこそ、早め早めに情報を共有していただき、住民とともに一緒に課題解決のほうに進んでいかなければなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

前提としたしましては、当面の間、部活動はなくさない方向で続けていくというふうにお伺いしました。現在、板倉中学校では部活動が17あると伺っております。子供たちの少子化、生徒数に応じますとおおむね部活動が大体10ぐらいが妥当ではないのかなという意見を伺っております。今後、段階的に部活動を縮小もしくは廃止していく可能性があるのかないのか、もし縮小していくのであれば、どのような理由、判断で縮小していくか、またその廃止に伴う代替策をどのように講じていくのかお伺いしたいと思います。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 先ほど当面の間、部活動は継続ということでお話しましたけれども、中学校の生徒数、少子化がどんどん進んでおりますので、部活数については精選していく必要があるというふうには考えております。部活動を段階的に縮小していくという大きな要因は、今申し上げたように少子化による問題、そして部活動の適正化であるというふうに思います。議員もただいまご説明になりましたように、現在中学校では17の部活があるのでけれども、生徒数、それから教員数から考えて、県の規定に合わせていくと10程度の部活が適正であるということいくと、やはり今では教職員が大変無理をして部活を担当していると、あるいは一つ一つの部活動の人数も少ない中で活動せざるを得ないというような状況がありますので、それはやはり状況に応じて縮小していかなければならないということが出てくると思います。

今年度から水泳部と体操部が部員の不足によって廃止ということになりましたけれども、例を申し上げますと令和9年度より全国大会が廃止になるということ、そして部員数も少なくなってきたこと、先々にその上の大会に進むことができなくなるということで、断腸の思いで廃止をするということになっています。これからもそういうことは起きてくるのかなというふうに思うのですけれども、今後、板倉中学校における部活動の廃止については、慎重に検討を重ねながら、どのようにしたら無理なく縮小できるのだろうか、理解が得られるのだろうかということをさらに検討していきたい、また検討している段階ということでございます。

縮小に当たりましては、生徒の活動ができるだけ制限されないように、先ほどもお話ししました、中学校部活動地域展開の在り方検討委員会というところを中心に、町内の既存のスポーツ、文化団体がございますので、現状や今後の対応についてお願いしたり説明したりしながら、多くの方の理解を得ながら導入を図っていきたいというふうに考えております。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。やはり学校の現場での子供の人数、そして先生の数などでかなり無理があるというのもすごく理解いたしました。保護者からは、縮小はもうしようがない、子供の人数が少なくなっているのだからという理解が得られる一方、やはり受皿となる今度は情報が分からぬという声も上がっておりまます。実際、体操部と水泳部が今後活動の場を少し縮小していくとなりますと、やはりこれから育っていく小さな子たちのやりたいものを家庭で探すということになってくるかと思います。ただ、やはり保護者の方たちもどういったものがどういったところにあるのか、なかなか情報が探しづらいという問題もあります。自分で探すのは難しいという声が寄せられておりますので、廃止を進めるのであれば、その前にどこで代替ができるのか、こういったところでこういったスクールがありますよ、こういったところでこういう活動がありますよというものをぜひ町が整理し、町内や近隣で利用できるクラブ、スクールの一覧を保護者に一覧として提供していくほうが、今後縮小、廃止の理解を得る第一歩になると考えておりますが、この辺の情報提供、情報を収集して保護者の方たちにもお知らせしていくというのはいかがでしょうか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 町内には先ほど申し上げたように、スポーツ団体、それから文化団体、公民館活動を中心に行っている団体が既にありますので、協力を依頼しながら、また検討委員会の中で検討を重ねて、適切な情報を発信していきたいというふうに考えております。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。保護者たちの思いを形になるようにぜひご協力、そして検討していただければと思います。

続きまして、地域展開といいますと部活動改革を進めていくに当たり、スポーツだけに特化することなく、文化活動、もしくは地域の伝統文化など、幅広いジャンルの活動機会を創出し、生徒の多様なニーズに応じた選択肢の充実を図るべきと考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 ご指摘のとおり、スポーツや文化活動など幅広いジャンルの活動機会を創出して、生徒の多様なニーズに応じた選択肢の充実ということを図ることはとても重要なことであるというふうに考えております。児童生徒へのアンケートを実施しましたので、その結果を基に、真に子供たちが求めている活動というのを的確に把握しながら、社会体育団体、そして文化団体、どのような形で受け入れることが可能なのか、その実現に向けて検討しながら導入を進めていきたいというふうに思っております。

○荒井英世議長 蔡之本議員。

○3番 蔡之本佳奈子議員 ありがとうございます。子供たちの意見を聞いていただけたことで、おそらく子供たちが主体的に積極的に参加できる環境が築けるのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

当町にはPR大使といたしまして、指揮者の方がおられます。学校の吹奏楽部とつなぐこともできると思います。このように、板倉町には多くの経験豊かな方がいると聞いております。指導に自信がないと不安を抱えている方も多いと聞きます。町が後押しし、地域と学校を結び、また総合型地域スポーツクラブの活用も視野に入れて多様な活動を守る仕組みを検討するべきではないかなと考えております。なかなか自ら進んで協力しますよと言いにくいところもある方もいらっしゃいます。そこで、ぜひ町が主体となってそのかけ橋となるような、後押しをするような仕組みを検討するお考えはいかがでしょうか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 議員のご指摘のとおり、多様な活動を守る仕組みというのは大変重要であるというふうに考えております。板倉町の地域に合ったといいますか、これは本当にそれぞれの町によってスポーツ団体も違いますし、運営の方法も違いますので、この町でできたから板倉町はそのままできるという問題ではないと思います。やはりそこには板倉町らしさ、あるいは板倉町の子供たちが求めているのはどんなことなのかという、あるいは町民の意識はどこにあるのかというところですかね。そういうニーズを的確に把握して、子供たちも納得できるような、そんな中で板倉町という地域に即した展開というのができるように考えていくみたいなというふうに思います。先ほども申し上げたとおり、来年度から13年度までを改革実行期間と位置づけております。6年間あります。板倉町の特色を生かした有意義な導入を目指して、誰もが満足できる、そういうような活動にしていきたいなというふうに考えております。

○荒井英世議長 蔡之本議員。

○3番 蔡之本佳奈子議員 ありがとうございます。これらを進めることができが子供たちの学びと成長を支えるだけでなく、地域に新たな活動や交流を生み出し、結果としてまちづくりに直結するものと考えておりますので、少しずつでも結構ですので、どんどん進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、外国語指導助手、ALTの配置と活用について質問をさせていただきたいと思います。外国語指導助手、いわゆるALTの活用と配置ですけれども、こちらは英語教育の充実には子供たちがこれから時代を生き抜く力を身につけるために欠かせません。文部科学省の英語教育改革の背景にもありますけれども、グローバル化の進展の中で国際共通語である英語力の向上は、日本の将来にとって極めて重要である、

アジアの中でトップクラスの英語力を目指すべきというふうに書かれている一面もあります。このような背景から、現状ALTの配置をされているかと思います。こちらの外国語指導助手、ALTの現状、ALTの配置や契約に今少し課題が見られるのかなと考えております。例えば1年間で、昨年でしょうか、3回もALTが替わったり、町内に居住していたALTが民間派遣会社になってからは町外居住となっており、地域との関わりが薄れてしまっていることなどが指摘されます。

ALTの配置状況について、まずお伺いします。本町に配置されているALTについて、現在の人数、契約形態、そして業務内容の実態を教えてください。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、お答えいたします。

初めに、現在の活用人数と契約形態、業務内容の実態ということについてお話をさせていただきます。本町におきましては、外国語教育の充実を図るため、小学校2校及び中学校1校にそれぞれ1名ずつ、計3名のALTを配置しております。いずれのALTも派遣契約により配置しております、その契約内容に基づきまして、各学校の英語の授業において主に担当教員のアシスタントということで活動しております。具体的には、授業中の会話例の提示、あるいは発音モデルの提供、児童生徒の発話指導、アクティビティーの進行補助、それからネーティブスピーカーとしての特性、このような活動を生かして外国語の習得意欲を高める役割というものを担っていただいております。さらに、学校での勤務にとどまらず、保育園には月2回、児童館には月4回（毎週）訪問して、幼児や児童、幼少期から自然に英語や異文化に触れる機会の提供ということで努めております。

○荒井英世議長 蔡之本議員。

○3番 蔡之本佳奈子議員 ありがとうございます。昨年は、中学校で何度かALTが替わったという報告も受けております。それだけではなく、以前からALTの入れ替わりであったりとか、そういった問題が多くちょっと指摘が入っているのかなというふうに感じております。

ALTの契約や労働条件について少しお伺いしたいと思うのですけれども、近年ALTが派遣契約で雇われている場合、どうしても直接契約や、あとはJETなんかと比べますと、国からのプログラムと比べますと、賃金がすごく安い、もしくは社会保険に加入していないといった話を耳にします。社会保険への加入というのは労働者にとって最低限の条件であり、それすら満たされていない契約形態での業務委託は大きな問題です。

そこで少しお伺いしたいのですけれども、板倉町が契約する際、受注業者とALTの労働条件についてはどのように確認されているか、もしくは確認されていないか、そのほうをちょっとお聞かせいただけますか。ごめんなさい。ALTの方がどのように、まずは要は適材適所のところで配置ができているかどうかというのを知る上では、やはり委託業者とALTの方たちがどういう契約で結ばれているかというのを板倉町はそこを把握していますか。ただ単に派遣業者に丸投げをお願いするのではなくて、例えば最低限の社会保障を入っていますか、確認はされて契約はされていますか。

○荒井英世議長 石川教育委員会事務局長。

[石川由利子教育委員会事務局長登壇]

○石川由利子教育委員会事務局長 ただいま外国語指導助手、ALTとの契約の関係ですが、板倉町といたしましては、まず小学校、中学校の外国語授業等の補助、小学校における外国語活動等の補助、外国語教材作成の補助、外国語担当教員等に対する現場研修の補助、特別活動や部活動等の協力、外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する外国語に関する情報の提供、外国語スピーチコンテストへの協力、そのほか中学校の校長等が必要と認める職務等々の会社と板倉町が契約を、こういった形で派遣の委託契約を結んでおります。ALTと直接契約を結んでいるものではございません。そういった社会保障、労働条件については、派遣会社のほうがもちろんちゃんとした対応を取っていると理解しております。よろしくお願いします。

○荒井英世議長 蔡之本議員。

○3番 蔡之本佳奈子議員 ありがとうございます。もちろん町が直接ALTを雇用しているわけではありませんので、業者に委ねる部分は理解しております。ただ、教育の現場を支えてくださる大切な人材であるからこそ、最低限の労働環境が守られているかどうかは、町としてもしっかり確認していく必要があると思います。例えば契約時に社会保険の加入状況を確認する署名を提出してもらうといった仕組みも検討いただけないでしょうか。

○荒井英世議長 石川教育委員会事務局長。

[石川由利子教育委員会事務局長登壇]

○石川由利子教育委員会事務局長 もちろん労働条件が整っていることが契約の条件であると思います。今現在、証明書等は取っていないと思いますが、それが一番の契約の条件だと思っておりますので、さらに確認ということでは確認をしたいと思います。

○荒井英世議長 蔡之本議員。

○3番 蔡之本佳奈子議員 ありがとうございます。ALTが不安定な雇用条件の中で働いていると定着にもつながらず、子供たちにとっても大変不利益となります。町が直接雇用するかは別として、最低限の確認体制を強化することがALTの力を最大限に引き出す第一歩になると考えておりますので、ぜひその辺りも検討していただきたいと思います。

○荒井英世議長 石川教育委員会事務局長。

[石川由利子教育委員会事務局長登壇]

○石川由利子教育委員会事務局長 ご提案ありがとうございます。蔡之本議員がご心配している派遣の方が何回も替わってしまうということなのですが、コロナ禍の状況でALTに限らず、いろんなところでそういった状況が見受けられる状況になっていると思います。初めて海外の地に来てコロナにかかるてしまつて交流が取れない、コロナが明けた、コロナでないときも子供たちとの接し方も教員も大分変わりました、授業もできないような状況が続きました。また、ALTを受け入れたときにコロナ禍でなければ日本人とたくさんさんの交流をしていたと思います。ただ、そういうことができなくなってしまったこと、日本の人と交流をしたいというような思いで海外からいらっしゃっている方がたくさんいます。それができなくなつたこといろいろな課題が上がって、何人かが短い時間で帰国してしまったという現実もあります。今後、ほかの労働条件も踏まえ、コロナ禍でできなかつたことについて、またコロナ前のように交流できるような体制を整えていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○荒井英世議長 蔡之本議員。

○3番 蔵之本佳奈子議員 ありがとうございます。やはり病気のときとか、新しい地におきまして不安でいっぱいの方もいらっしゃると思いますので、受入れ側のサポート体制というのはしっかりしていくことで、より安心してALTの方が力を発揮できるものだと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

そうしまして、あと授業以外の空き時間についてちょっとお伺いしたいと思います。派遣契約である以上、派遣法に抵触しないよう、いわゆる偽装請負とならないように配慮することが必要であるとは承知しております。授業の準備なので、決して暇でないことも理解しています。

その上でお伺いいたします。授業以外での空き時間において、ALTを業務としてどのように有効活用しているのか、またその際の業務管理や指導は町としてどのように行っているのかについてお聞かせください。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、ALTの授業以外の空き時間の活用ということについてお答えいたします。

授業以外の勤務時間につきましては、休憩時間を除いて、次の授業の準備や教材の作成、校内掲示物の作成、それから授業で使用する音声、あるいは映像などの資料の確認、教育活動の質を高めるための準備作業などを行っております。また、学校の一員として給食配膳の補助、それから子供たちと一緒に清掃活動を行う、あるいは学校行事の運営補助ということで、可能な範囲で他の職員と同様に行っていただいております。特に小学校におきましては、給食の時間あるいは休み時間、児童と積極的に交流しながら、日常会話を通じて自然な英語表現、文化理解ということが行えるようにしております。

また、その業務の管理、指導ということについては、もちろん各学校の校長、教頭をはじめ、外国語担当の教員あるいは学年の教員、日々の打合せ、授業観察、活動内容の確認を通じて様々な教員が関わっております。これにより、ALTの活動が学校の教育目標や授業計画と整合するような、そんな運営体制を取っております。

○荒井英世議長 蔵之本議員。

○3番 蔵之本佳奈子議員 ありがとうございます。授業の準備や校内での活動が中心であることは大変理解いたしました。ただ、近隣ではALTが、隣町の明和さんではALTが英会話教室を担当していたり、またほかの自治体ではシティプロモーションと結びつけて戦略的にALTを活用している事例もあります。本町でも、例えば地域行事に参加することなどで、ALTの活動の場を広げることができれば、ALT自身にとっても地域に必要とされているという実感につながり、定着にも効果があるのではないかと考えます。さらに、地域住民にとっても英語に触れる機会が広がることになります。ただ一方で、ALTにそこまで求めなくてもいいのではないかという声があるのも承知しています。このようにALTの役割の拡大には賛否ありますが、町としてALTの活用の多様化についてはどのようにお考えでしょうか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、ALTの多様な活用方法ということなのでしょうか、そのことについてお答えします。

まず、ALTということ、外国語指導助手の役割ということについては、小中学校など学校教育における外国語活動を行う助手であるということが大前提ということになっていると思います。学校教育においては、

現在各学校に1人ずつ配置しているALTが月曜から金曜までの子供たちが活動している中で、授業を通して、あるいは授業以外でも積極的に関わって、十分に英語に慣れ親しむ環境づくりということで取り組んでいるところです。

また、多様な活動ということでいいますと、例えば英会話教室とか、そういうことが今イメージとしてあるのですけれども、例えば板倉町では国際交流協会の方が英語に興味のある方を対象に、東部公民館で英会話教室を行っていたという経緯がございます。ただ、なかなかやりますよと言っても新規の方が入らなかつたり、あるいは東洋大が撤退してしまったので、新しい学生が来なくなくなったり、またコロナの影響もありまして、以前は立ち上げていた英会話教室に受講者が集まらなくなってしまったということで、現在は行っていないというようなことも聞いております。また、別な方がやはりこれも公民館活動の一つとして英会話教室を立ち上げたのですけれども、これもなかなか受講者が集まらないというようなことが言われております。そういうことを考えますと、なかなかそういうところにALTが入って新たな地域の中で活動を行うということについては、当町においては今現在においては必要性を感じていないというのが現状です。

先ほど申し上げましたとおり、ALT、外国語指導助手、小中学校の学校教育における英語活動の充実ということでお願いしておりますので、月曜日から金曜日までの子供たちの英語教育について重点的にしっかり指導を行っていただくということが大事なのかなというふうに思っております。

○荒井英世議長 蔡之本議員。

○3番 蔡之本佳奈子議員 ありがとうございます。現状のほうは理解できたかと思います。ただ、やはり國の方針といたましても、今後英語の在り方、英会話の在り方を向上させるために動いております。そんな中で、やはり板倉町の認知が低い、もしくはあまり必要ではないのかなという状況になってしまったのにも大きな課題があるのかなと思います。本来であれば、今から子供たちがさらに興味を持って英語教育、英語のほうには興味持つてもらうべきものがこういう状況では、ちょっと板倉町、心配になってきてしまう点もありますので、せっかくALTを入れておりますし、できれば単に授業の助手という位置づけではなく、町の一員として受け入れ、力を発揮していただきまして、長いスパンで板倉町全体も、英語だって今必要とされている時代なのですけれども、参加しないのは全員ができるわけではないと思うのです。おそらく何か課題があって集まらなかったという課題が必ずあると思いますので、そういったところを町のほうでもフォローしていただきながら、本来のALTを配置することによって町全体が、今は子供からですけれども、町全体がどういうふうに英語というものに関して意識を高めていくかというものを一緒に取り組んでいっていただければなと考えております。いかがでしょうか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 ALTの活用ということについてなのですけれども、先ほども申し上げたようにALTの目的というのは、小中学校の英語の授業、子供たちの英語力の向上ということがまず大事になってきております。そちらのほうにやはり重点を置いてしっかりと与えられた勤務時間の中で、子供だけではなくて違うほうに行って何か違う活動をするということであると、本来の目的としてきたものがやはりおろそかになってしまっては、これまた本末転倒になってしまうかなというふうに思います。また、地域でもしそういう活動がどうしても必要であるということであれば、ALTではなくて、あるいは地域にお住まいの外国人の方で

すとか、あるいは別なボランティアの方を募集するとかというような形で、どうしても学校のALTがそっちに行かなければならぬということではないと思うので、そうすれば土曜日の活動、日曜日の活動でもいろんな自由な時間、あるいは夕方からの活動ということで、地域のそういう国際交流の活動というのはいろんなところで活動が自由にできると思いますので、ALTの活用ということは、まず子供たちの英語の授業、子供たちがしっかり英語の授業で学んで、そして力をつけていくということをまずやっていかないと、本末転倒になってしまわないだろうかというような心配もございますので、今はそんなふうに対応していくことが必要かなと、そんなふうに思っております。

○荒井英世議長 蔡之本議員。

○3番 蔡之本佳奈子議員 ありがとうございます。本来はもともとは子供たちが英語というものを通して国際的なものを、いろんなものを理解をしてもらうための配置ということは認識しておりますので、そこが十分に活用できないと後々大きくなつてからも英語のほうには興味持っていただけない、もしくは国際的な理解が得られない状況が出てしましますので、そこはしっかりと学校のほうでは対応していただきたいと思っております。

ただ、今回ALTを使うということでちょっと提案させていただきましたのがALTは確かに指導助手ですけれども、教える立場ということでは本人たちはかなりたけているのかなと思っておりますので、地域の誰でもいいというわけではなく、せっかく教えたいということで板倉町、もしくは日本に来ている方たちを上手に使うことで、より一層住民との心と心がつながるような英会話教室もできるのではないかなどということで提案させていただきましたので、こちらに関しましては意見ということで回答は求めませんので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、一般質問のほう、ちょっとまだお時間ありますけれども。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 蔡之本議員につきましては、当選以来ずっと一般質問をしていただいて大変ありがとうございました。ちょっと時間が余ったので、もったいないので、2点ほど質問を聞いておりましたので、町長として私の思うところをもうちょっと述べさせていただければというふうに思っております。

中学校の地域への部活動の地域展開ということで、当初確かに地域移行という形で話が始まっておって、私も町議時代は大変気にして何回か一般質問もさせていただいたところだったのですが、なかなか進展がなく、やはり小さな町単独でやるのは難しいということで、実際進んできていなかつたというのが実情だったと思っています。現在、なくなってしまう予定の体操部と、現在男子バレーボール部に外部指導員という形で入っていただいている方たちが、そういう地域移行を担っていただければありがたいというふうに思つておったところなのですが、免許といいますか、外部指導をする方の免許が大変難しくてなかなか取れないということで、指導員を集めることができないということで、今回の地域展開という部分にも広まってきたのかなというふうにも思っております。特に中学生、小学生もですけれども、子供が少なくなつくるとチームでの部活動というのがなかなかできてこなくなる。やはりチームプレーというのは自分だけがよければ試合に勝てるわけではなく、助け合つて、また子供同士でそういう一緒のことをやるというので絆が深まつていくというのは、人格形成においても大変重要なことだと思っておりますので、個人ができる部活動、武

道は個人でもできますけれども、団体戦というのもありますけれども、バレー、バスケットボール、野球、サッカー、ラグビー、チームプレーを自分のためだけではなくて人のためにもなる、そういう考え方を中学生、小学生のうちからもって、それで社会に出ていくというのは大変すばらしいことだと思いますし、自己犠牲とある意味言う部分も持ち合わせながらやっていく部活動は大変大事だと思っているところなのですけれども、いかんせん少子化ということで野球部、サッカー部でさえもなかなか部員が集まらずにチームが組めないというような話もあります。また、高校野球においても、板倉高校も地元にありますけれども、単独チームが組めないということもありますので、これから多くの人数が必要になってくるチーム制の部活動はちょっと厳しくなってくるのかなというのが寂しく思っているところもあります。

今回、地域展開ということで、板倉中学校の部活動は午後5時まで、土日はなし、それ以降の例えば夕方7時から何時までか、8時、9時ぐらいまでだと思うのですけれども、その時間を担っていただける地域の方々、また土日を担っていただける方々、そういったところに振り分けてやっていただくという形に今回なっていくのかなというふうに思っております。幸い町内にも幾つかスポーツクラブもありますし、吹奏楽が結構多くなってきて、文化系の部活動も多くなってきているということですが、そういった面ももし見れるところがあるのであれば、お願いもしていかなければいけないのかなというふうにも思っております。ですので、板倉町だけではなくて地域ということですので、板倉町だけでなくお隣の明和町さん、館林市さんと協力しながら、そこのチームに所属するというような形でスポーツ等、またチームプレイ等を学んでいくのがこれから形になっていくのかなというふうには理解しておりますので、町単独で今後どうこうというのは厳しくなるのかなというふうに考えているところでございます。

また、ALTの話につきましては、先ほど教育長が言ったことがもちろん話はすり合わせていましたので全てでございますけれども、あくまで学校内の外国語の指導助手というふうな形で捉えております。逆に土日も働かせるのかというような部分もございますので、そこはあくまでもALTさんはALTさん、また外部からもしほかの英語教員を呼んでくるのであれば、それは私塾と変わらないのではないかなというふうに思っておりますので、それには参加する方々がお金を払って英語の授業、講義を受けるという形になると、それは別にALTがしなくてもよくなるのかなというふうにも思っております。

今回、次の青木議員等からも質問ありますけれども、外国人の方が異文化共生であるとかという部分を含めまして、町にも多くの方がいらっしゃいます。その方たちが英語をしゃべれる方が、多分そんなにはいないのですけれども、そういった方たちが町に溶け込むためにも、町民の方と触れ合う機会が欲しいということであれば、町がかけ橋としていろいろ英語を使った会話をすとか、何かの会に参加するというようなことはお手伝いができるのかなというふうに思っておりますので、今回ちょっとALTということではご容赦いただければというふうに思っております。

以上です。

○荒井英世議長 蔵之本議員。

○3番 蔵之本佳奈子議員 ありがとうございます。1つだけちょっとよろしいですか。

部活動が地域と連携をしながら、今後進めていかなければならない現状をおっしゃっていたかと思います。現状の一つといたしまして、どうしても町だけでは、町が縮小とか地域展開を先行してしまうと、近隣との差が生じかねないです。例えば板倉町は、もう土日のほうは部活動の先生は一切携わりません。先行を

切って縮小していくのはもちろんすばらしいことなのですけれども、一緒にチームに入っている別のチームの子たちが、そちらはまだそこまで進んでいないから土日の部活動をやっております。そうなると、自分の板倉町の同じチームなのですけれども、自分たちだけが参加できないという、ちょっとなかなかバランスの取れないという現状も出てきておりますので、今後、チーム一緒に連携していくのであれば、そういう面もカバーしながら子供たちが不平不満の起こらないように、活動機会を奪わないようにぜひ取り組んでいっていただけることを期待いたしまして、一般質問のほうを終了させていただきたいと思います。いいですか。ありがとうございます。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 言い返すわけではないのですけれども、県のほうからの指示で板倉町については、板中の校長先生が5時までの部活動というのを率先して、県内でもいち早く取り入れられたということでございます。これは、ほかの学校についても順次そういった形になっていくのかなというふうにも思っております。実際、バスケットボールだったかバレーボールだったか、といった話をこちらとしても聞いておりますので、子供たちについては、やりたい子については、たまたまバレーボール等であれば、バスケットボール等でも夜週に何回か活動しておりますので、できればそういったところを利用していただいて、自分の腕を磨いていただければいいのかなというふうに思っております。ですので、これからはほかの学校等も続いてくると思いますので、本当は高いレベルでやるのがいいのですけれども、それが望めなくなってきたのは大変個人的には寂しいなというふうに思っておりますし、板倉中学校は大変部活動盛んで、朝練やって、暗くなるまで部活やってというようなことを経験しておりますので、今の学校が、中学校部活動が正しいのかどうかというのは、またこれから後世にならないと正解かどうかというのは出てこないとは思うのですが、今はそういったやり方を県、国なりが考え出してきているということですので、それに従わざるを得ないというのが教育委員会のほうの立場でございますので、ご理解いただければというふうに思います。

○荒井英世議長 蔦之本議員、終了でいいですか。

○3番 蔦之本佳奈子議員 ありがとうございます。終わりにいたします。ありがとうございました。

○荒井英世議長 以上で蔦之本佳奈子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。

11時15分から再開いたします。

休 憩 (午前10時56分)

再 開 (午前11時15分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、青木文雄議員。

なお、質問の時間は45分です。

青木文雄議員。

[5番 青木文雄議員登壇]

○5番 青木文雄議員 5番、青木文雄です。迫力のある藪之本議員の後でぼそぼそしゃべってしまうのではないかと思って緊張感が高まっておりますが、よろしくお願ひします。

本日の一般質問は、増加する外国人住民への対応と今後の方向性について、がん死亡の現状と抑制対策についての2点を質問させていただきます。

初めに、私の身の回りのことを話すことをお許し願いたい。少し前の話ですが、写真クラブの仲間が会を辞めて、息子さん夫婦が住んでいる神奈川県に転居しました。家が売れるかと心配していましたが、すぐに売れました。ある時、彼が生活していた家の前を通りました。家は、外国人の表札になっていました。町が運営しているふれあいファームいたくらは、87区画あります。私も利用しています。野菜作りを楽しんでいる仲間が今次々にやめています。この数年、その畑をベトナムの若者たちが利用しています。気がつくと畑の利用者は、ベトナムの若者が大変多くなりました。時々、その若者たちから作った野菜などをいただきしたりして交流は続けておりますが、ベトナムの若者たちの畑になっているなという感がします。

では、増加する外国人住民への対応と今後の受け入れの方向性について質問します。総務省が発表した1月1日時点の人口動態調査によると、県内に住む外国人は去年より9,081人増え、8万1,396人で、3年連続で増加、人口に占める割合は4.27%で、都道府県で3番目に大きかったものになります。本町の現状について申し上げます。近年、本町でも外国人住民の数が増加しており、地域住民の中で大きな存在となりつつあります。学校教育や地域活動、さらには防災とか医療の現場など、あらゆる分野で外国人住民と共に歩んでいくことが求められている状況です。一方で、全国的な動きを見ますと、去る7月の参議院選挙においては、外国人政策が争点化されました。国民的な関心が高まったことは記憶に新しいところです。さらに、7月に開かれた全国知事会議においても、外国人の日本語教育や生活支援など、社会での共生の在り方について議論が交わされました。

こうした社会的な流れを踏まえますと、私たちの町においても単なる外国人を労働者として受け入れるだけでなく、住民の一員としてともに生活し、地域社会に根づいていける環境を整備していくことが必要であります。外国人住民の増加は一過性の現象ではなく、今後も続く社会的な潮流であります。だからこそ、今まさに町においても外国人政策や受け入れの方向性を明確にし、生活支援や共生の基盤をどのように構築していくのか考えるべき時期に来ていると考えます。以上を踏まえ、以下質問をいたします。

まず1点目、通告しました1番と2番関連しますので、併せて質問します。外国人住民の現状の把握で本町における外国人住民の人数と推移、増加傾向の顕著な国籍別の状況、滞在資格ごとの増加の背景とか傾向など、現状をどのように把握しているかお伺いします。

○荒井英世議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、お答えを申し上げます。

まず初めに、町内に在住をいたします外国人住民の人数でございますけれども、令和7年7月末現在で741人の外国人が在住しております。過去と比較をいたしますと、まず10年前の平成27年3月末現在が121人、5年前の令和2年3月末現在が339人でございます。以降1年ごとに申し上げてまいりたいと思うのですけれども、令和3年3月末現在が425人、続けて令和4年3月末現在が435人、令和5年3月末現在が523人、令和6年3月末現在が599人、令和7年3月末現在が694人でございます。本年7月末が741人でございまし

たので、5年前と比較をさせていただきますと5年前339人でございますので、比較をしますと402人増加をしておりまして、昨年とさらに比較をしますと昨年が599人でございますので、昨年と比較によりますと142人増加をしております。

続けてよろしいでしょうか。

[「はい、お願ひします」と言う人あり]

○佐山秀喜住民環境課長 人数の推移につきましては、そのような形でございます。

続きまして、増加傾向が顕著な国籍別人数の割合の関係でございますけれども、こちらも5年前、令和2年3月末と令和7年7月末で比較をさせていただきますと、特にインドネシアの方が33人から179人ということで、人数にしますとプラスの146人ということになります。そちらなど東南アジアからの転入が増加傾向にございます。インドネシアの方につきましては、外国人住民全体の、これが全体でいきますと令和7年7月末でいくと741人でございますので、約24%、741人のうち33人でございますので、約24%を占めているというような現状でございます。

また、町内で最も多い国籍でございますけれども、ベトナムの方でございまして、こちらは全体の約44%ということで、741人のうち328人を占めているという現状になってございます。

さらに滞在資格のほうまでいってしまってよろしいですか。

[「はい、いってしまってください」と言う人あり]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、滞在資格ごとのということで、町で把握しているのは一般的に在留資格ごとということなのですけれども、そちらでよろしいでしょうか。在留資格ごとの主な背景と傾向なのですけれども、町内に在住をいたします外国住民のうち、技能実習の方が約34%、それと特定技能といわれるものが約39%でございまして、合わせて全体の73%を占めております。

技能実習制度というものにつきましては、母国では習得し難い日本の技能や技術、知識を発展途上国へ移転しまして、経済発展に寄与することを目的とした国際協力を主とする制度ということになっています。帰国後に日本で習得した技能等を生かしてもらうというのが前提になっている制度ということになります。

片やもう一つ、新たな制度であるのが特定技能制度ということでございますけれども、こちらは人手不足を解消するために人材確保を目的とした制度というようなことで、特定産業分野として定義をされております16の業種、分野で即戦力となる外国人を受け入れができるよう制度というようなことになっておりまして、企業側にメリットがあるようなものというふうに考えられます。

町内において就労している外国人の多くがこの2つの在留資格というふうになっておりますけれども、そのほとんどが実は在留期間1年ということで短くて、在留期間を更新するものの、転入後数年で他の市町村へ転出する方や、はたまた母国ほうへ帰国する方が多いというような傾向がございます。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。10年前が121で、5年前が399人、令和7年が741、随分と増えております。日本全体を見ると何か中国国籍の方が多いように認識していますが、我が町ではベトナムの方が44%という形になっていることが理解できました。

ちょっと通告していないのだけれども、年齢構成みたいなのは分かりますか。

○荒井英世議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 大変申し訳ないのですけれども、年齢構成はちょっと分かりません。

○5番 青木文雄議員 すみません、では後で。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 741名という、もちろん出入りが極めて短期間の方というのは理解できますが、ここで生活しているわけで、ここの住民なわけです。741名という数字は、この町にとっての人口比で見ると5.8%、5.8%というのは結構影響力がありますよね。大体普通なんかは1%を超えるといろいろなのだけれども、5.8%まで来ているということは理解しておかなくてはいけないと思います。

それでは、2番目にというか、次質問を進めますが、外国人とのいろいろなことの現状を共有し、これからることと一緒に考えていきたいな、そんな思いからご質問します。まず、板倉町の中の現状がどのようになっているかお伺いします。各分野ごとにどういうやり取りがあったり、あるいは対応しているのかとか、支援体制がどのようなものになっているのかお聞きしたいと思います。

まず、医療、行政サービスの分野、どんな対応しているかお伺いします。

○荒井英世議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 医療と行政サービスというお話でありましたけれども、まず行政サービスという観点で住民環境課のほうで対応させていただいている日常的な状況というのですか、そういうようなものをお伝えできればなというふうに思います。

外国人の生活支援みたいな部分の観点なのですけれども、基本的には日本人と同じような形にはなりますけれども、外国人への生活支援ということで住民環境課の立場でいきますと、外国人が転入手続で来庁されます際、先ほど申し上げたとおり、多くの場合が技能実習生を現地から送り出す機関と日本国内の企業を取り持つ監理団体という、そういうような団体がありまして、そういう団体や特定技能制度での外国人を企業に代わって支援をする、これもまた機関があるのですけれども、登録支援機関でありますとか、受入れ企業の日本人または日本語が話せる従業員などが窓口に来たときに付き添って外国人の方をサポートしているというような状況が見受けられております。その他のケースでは、日本語が話せる友人に一緒に来庁してもらったり、その場で窓口で電話をかけ通訳をしてもらう方というのもあります。日本語が分からず、なかなか困難で、そういう支障が受けられない方が我々の窓口に来庁した際には、翻訳の機械ということで現在はA.I.通訳機といいまして、こういうちょっととした本当に小さいもので音声のやり取りなのですけれども、リアルタイムの相互のものではなくて、しゃべってそれを訳してもらって伝えるというような、そういうツールになりますけれども、そういう機械などを使用しながら意思疎通を図り、手続を進めているというような状況がございます。

また、生活していく上で必要なごみ処理の対応の関係でございますけれども、転入手続の処理を待つ間の時間を使いまして、ごみ出しできるステーションの場所でありますとか、そういったところで外国語版のごみの分け方、出し方ということで、こういうカレンダー的なものをつくっておりますけれども、英語版、中国語版、ベトナム語版、インドネシア語版ということで4つの言葉で外国語版のごみの分け方、出し方、配布するのと同時に、待つ間の時間に説明を行っているというようなことがございます。さらに、アパートに

入居する外国人というのも多いものですから、併せてアパートの管理人に対しましても、外国人入居時におけるごみの分け方、出し方、管理人に対しまして配布を依頼しているというのもございます。

また、外国人を多く雇用する、今度は企業のほうを中心に適宜企業訪問のほうを我々のほうで行いまして、お昼休みの時間等を使いまして、ごみの出し方について直接伺って説明をしております。こちらは、中には日本語が通じない方というのもいるようなので、そういう場合も想定しまして、企業にあります通訳の方を交えまして実施をしているというようなことがあります。なお、外国語版のごみの分け方、出し方につきましては、町のホームページ、それと公式LINEのほうにも掲載をしてございます。

○荒井英世議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 続けて、健康介護課において所管する医療、保険の分野についてお答えしたいと思います。

主に、転入や出生により新たに住民となる場合及び妊娠により町民として新たなサービスの対象となる場合を例として、ご説明申し上げます。まず、新たに町民となる方に対しましては、関係する各窓口業務担当課で連携いたしまして、効率よくサービス手続が行えるよう、日本人の方と変わらぬサービス提供に努めております。住民登録の際には、社会保険加入の方以外は国民健康保険の加入手続を併せて行いまして、保険診療による受診ができるようにご案内をしております。その際、医療機関等の問合せに関しましても、質問にお答えしまして、その他何かの際には役場に相談してもらえるように努めております。

外国人の方に限らず、役場への来庁は不安を持ってこられる方が多いと思います。そこで当町では総合窓口を置きまして、来庁の方が案件に沿った担当窓口への案内を行っております。外国人の方が案内された場合には、必要によりまして外国語版のパンフレットや窓口に配置しております翻訳機を用いて対応しております。

また、近年、外国人の方の妊娠届が増えております。こちらに関しましては、保健センターにおいて丁寧に面接を行っております。個々の不安等に対しましては、保健師によりましてほかの係やサービス、関係機関とのコーディネートを行っております。安心して暮らせるよう支援に努めております。お子さんの予防接種に関しましては、予診表及び接種ガイドの外国語版を準備しております。乳幼児健診では、翻訳機を会場に準備しておりますが、必要に応じて日本語の分かる方の同行をお願いする場合もございます。

さらに、日本語学校とは、健康診断について職員の方と事前に連絡調整を行っております。不安なくスムーズに受診し、健診の事後指導に対応できるようにしております。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ご丁寧にありがとうございました。

続けます。それでは次に、文科省のほうで日本語支援実態調査というのをやっていまして、日本語指導が必要な公立の小中学生、これ23年度なのですけれども、過去最多の6万9,123人ほどあったということで、また母語ですね、ベトナム語とか中国語とかスペイン語とか多岐にわたっていて、各言語に対応した支援不足ですか、支援員不足ですか、全国的な課題になっているというような記事がありました。今、板倉町でこういった日本語指導が必要な児童に対する日本語指導をどのように対応しているのかという観点から、教育分野のほうで対応状況を教えてください。

○荒井英世議長 石川教育委員会事務局長。

[石川由利子教育委員会事務局長登壇]

○石川由利子教育委員会事務局長 議員さんのおっしゃるとおり、近年、本町でも外国語につながる児童生徒は、やや増加傾向にあります。文部科学省においては、外国籍の児童生徒に対して日本語指導や生活面での配慮、または教員定数の改善、さらに必要に応じた特別の教育課程の活用などを進めることができておらず、全国的にも日本語指導や多言語による学校情報提供など、多文化共生に向けた取組が行われております。

板倉町には、日本語指導が必要な児童生徒が2名在籍しております。ご質問にありました母語支援員ですが、こちらは配置しておりません。現在、日本語が必要な児童生徒に対して少人数指導員、いわゆるマイタウンティーチャーやことばの指導員を活用し、児童生徒を別室に国語の授業のときに取り出して日本語の指導を行っております。また、児童生徒がより理解しやすいように音声教材を活用した学習も取り入れるなど、多様な方法を工夫して指導に当たっている状況でございます。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。多分、学校教育の現場では、日本語指導のことに対することで何かご苦労が多いのかなというふうな認識を持っております。

続いてもう一つ、外国住民と地域住民との交流とか理解促進に向けた取組の促進について、対応状況を伺います。よろしいでしょうか。

○荒井英世議長 石川教育委員会事務局長。

[石川由利子教育委員会事務局長登壇]

○石川由利子教育委員会事務局長 本町の現行の対応策として、地域住民との交流促進についてというご質問でよろしかったでしょうか。外国人と地域住民との交流事業として、国際交流協会が主催なのですが、日本語教室を令和6年から開催しております。開催の目的といたしましては、板倉町に住んでいる外国人が地域や職場の人々と円滑な意思疎通ができるための基本的な日本語を学習する機会を提供することとし、今年度も11月から翌年の2月にかけて全9回を予定しております。内容といたしましては、地域住民と共生するためのコミュニケーション力を高めることを目指し、日常生活で使う日本語を学習します。また、日本文化を理解するために、部屋から出て体験学習も予定しております。講師には、国際交流協会会員と日本語教育に関心のある方や外国の方との交流を持ちたい方、高校生や大学生などで国際交流に関心のある方をボランティアとして募集しています。この記事に関しては、広報紙のほうにも掲載されているところです。

また、板倉中学校では、1年生と町内にある山幸日本語学校への留学生との交流活動を行っています。今年で3年目の活動となります。留学生からは母国の文化の紹介、板倉中学生からは日本の文化や板倉町の特色の紹介などを行い、町内に在住する外国人留学生との交流を深めているところでございます。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。質問を続けていきます。これが外国人についてのテーマの最後の質問になります。

今後、外国人住民の受け入れ対応の方向性について伺います。外国人住民は、今後さらに増加が見込まれます。外国人をどう受け入れるか、海外に何を求めるか、問い合わせ時期に来ていると思います。外国人との共生社会の実現に向けた基本方針はありますか。

○荒井英世議長 萩野総務課長。

[萩野剛史総務課長登壇]

○萩野剛史総務課長 それでは、お答えします。

外国人に対する対応、取組等につきましては、今までご説明したとおりでございますが、現在のところ、本町におきまして外国人住民との共生社会の実現に向けた基本方針、これ計画みたいな紙にしたもののはございません。しかし、群馬県では令和3年3月に多文化共生・共創推進条例というものを公布しまして、外国人住民を支援される側と捉えるのではなく、暮らしやすい地域づくりとともに支える担い手として位置づけ、その能力を十分発揮できる環境づくりを進めるということになりました、この条例におきまして市町村、我々町は県や事業者等と連携し、多文化共生・共創社会の形成を推進する、このような検討を努めなければならないとなっております。

本町におきましても、県の条例の基本理念を基に、基本方針を検討する時期に来ているのかと認識しております。国籍や民族の違う町民が互いの文化の違いを認め合い、外国人住民はもちろんのこと、日本人の住民にも安心して快適に暮らせるよう、社会情勢にも注意を払いながら、多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。ちょっといろいろ調べましたら、外国人の受け入れ政策って大きく分けると何か2パターンがありまして、民族、人種、宗教などの属性の違いによる集団を認め、その社会的機能を重視すると、これが何か多文化共生モデルという。もう一つは、外国人に受け入れ国の国民と社会の溶け込みを促し、受け入れ国のアイデンティティーと一体性の保持を図る、これが同化統合モデル。この2つに大別されるらしいです。何か最近ヨーロッパのほうでは、下のほうに傾向があるというふうにちょっと認識しています。外国人人口、先ほど5%を超えたというふうに言いましたけれども、ますます増えてくると思いますので、ここはちょっと受け入れ体制をどうするのかなというのは検討する時期に来ていると思います。では、ありがとうございます、次に進めます。

次に、私のもう一つのテーマ。

○荒井英世議長 青木議員、ちょっと待ってください。

佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 すみません。止めてしまって申し訳ないのですが、先ほどご質問いただいたおりました年齢別の関係なのですけれども、ちょっと国籍ごとまでは出ないのでけれども、町内におります外国人の関係で年齢層がどれくらいの人数でという部分は今把握できましたので、お答え申し上げたいと思います。

まず、20歳から24歳までの方というのが741人のうち267人あります。パーセンテージでいうと外国人のうち36%、20歳から24歳、その上で25歳から29歳までというのが741人のうち238人、これが32%、合計しますと外国住民のうち68%が20歳から29歳までというようなことになってございます。すみませんでした。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。

それでは次、がん死亡の現状と抑制対策について伺います。日本人の死因の第1位にがんが登場したのは1981年、昭和56年ですね。それ以来、現在に至るまで死因の第1位です。今、2人に1人ががんを患い、3人に1人ががんで死亡するといわれています。本町においても、がん死亡は依然として死亡原因の第1位となっています。がん死亡を少しでも減らすための取組を加速し、強化していく必要があります。国全体では、がんによる死亡数は高齢化の進行、生活習慣の変化などを背景に増加傾向が続いている。しかし、アメリカでは1991年をピークに、受診率向上とか禁煙対策、早期治療達成の整備とかによってがん死亡率を着実に減らし、減少傾向は今も継続して続いている、そういう事例もあります。

群馬県は、第4期がん対策推進基本計画でがん予防、がん医療、がんとの共生の3つの分野において目標を掲げて、がん対策を総合的にかつ計画的に推進しています。また、全ての県民ががん対策に主体的にかつ積極的に取り組めるよう、その活動を支援し、がんに強い地域社会の構築を目指そうとしています。このことを踏まえて、がん対策について質問いたします。

1番目、死因1位がん死亡の抑制が本町当面の課題の一つであるが、がん対策の現状の取組や課題についてお聞かせください。

○荒井英世議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 当町におきましても、死因の順位は、国と同様に悪性新生物つまりがんが1位となっています。かつて、細胞の老化ともいわれたがんは、年代別の死因においても40代後半から80代まで、心疾患、脳血管疾患を大きく上回り1位となっています。例を挙げますと、死亡数におけるがんを死因とする板倉町の死亡の割合でございますが、死亡数の全体のうちの25.5%を当町は占めております。この数字は、館林市、邑楽郡の平均と同様の割合になっています。

がんの対策ですが、これまでには早期発見、早期治療の2次予防、つまりがん検診の推進にてがん死亡を減らすことを主軸に進めてまいりました。検診受診率の向上のために、その対応も変更、改善に努めているところでございます。かつての広報紙での周知、申込みによる検診の実施から、現在は個人への通知、個人への受診票の送付へと受診勧奨を強化しております。また、受けやすい環境づくりとして、特定健診と同日に受診できる体制及び地元医師会の協力によりまして個別健診の体制を整えてまいりました。また、19歳以上の全員に健診ガイドを送付いたしまして、教育啓発を行っているほか、節目年齢の受診料無料化、健康ポイント制の導入など、受診行動のきっかけとなる施策も取り入れ、受診率向上を目指しているところでございます。また、検診の事後指導においては、検診における精密検査の100%受診によりまして、検診受診者からがん死亡を出さないとの目標を掲げまして、対応に力を入れているところでございます。

がん対策におきましては、2次予防を主軸にしておりますが、1次予防、3次予防も併せて進める必要を感じております。1次予防といったしましては、がんにかかるない体づくりを目指すもので、生活習慣改善をはじめとした知識の普及啓発といったしまして、がん予防に効果があるとされる食生活及び運動、睡眠といった日常生活の改善、また、感染を主な発病原因とするものの予防に関する普及啓発を行ってまいります。

3次予防といったしましては、罹患後の対応でございます。がん患者であっても、生活水準をできる限り落とさずに日常を送るための支援を実施してまいります。その一つといったしまして、医療用ウイッグ等の購入

費助成制度を開始しております。今後、1次予防、3次予防についても取組を強化していく必要を感じております。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。次に、がん死亡が増えている要因というのは、高齢化、生活習慣の変化とか、検診受診率の低迷とか、地域格差など複合的な要因が考えられますが、がん死亡が増えている要因について、町はどのような認識をしていますか。

○荒井英世議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 がんの死亡が増えている要因でございますが、議員おっしゃるとおり、高齢化、生活習慣の変化、受診率の伸び悩みなど様々を想定しております。医学の発達によりまして、定期的な通院の習慣化によりまして、脳血管疾患や心疾患で亡くなる方の割合が減っていることは喜ばしいことですが、一方でがんによる死亡を1位にしている要因の一つではないかとも考えております。しかしながら、なぜがんが多いのか、当町独自の要因は現在のところ分かっておりません。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。

次に、国の第4期がん対策推進基本計画、分野別目標を掲げていて、がん予防についての分野では、がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見、早期治療を促すことでがん罹患率ですか、がん死亡率の減少を目指すと、そういうふうなことが書いてあります。がんを予防する、先ほどのご答弁の中にもありましたけれども、がん予防についてさらにちょっと町の見解をお伺いします。

○荒井英世議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 情報があふれる中、がん予防をはじめとする生活習慣の改善については、その意識の個人差が大きいと考えています。現在、健康に関心の向きやすい高齢者の皆さんに対しましては、介護予防やフレイル予防、あらゆる教室や講習などにおいて、いろんな普及啓発が行われております。また、健康エンジョイポイント事業によりまして、心身の健康づくりを多くの方が進めていただいております。また、地域においても、高齢者の皆さんにはサロンや通いの場、老人クラブ活動やシルバー人材センターへの登録など、自主的な健康づくりを実践されている方が多くなっております。

一方で働き盛り、若年層へは、今後さらに情報提供に努めまして、自らが自分に合った予防法を選択できるような支援策を考えていきたいなど考えております。同時に、健康づくりに興味を持っていない方、健康づくりに興味を持って取り組んでもらえる方策につきましては、今後、様々な方々の意見を伺いながら検討していくべきだと考えております。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。

最後の質問になります。本町では、がん死亡が依然として高い傾向にあると、住民の命と健康を守るために、生活習慣の改善支援、検診率の向上など、町としてがん死亡抑制を主体的に取り組むことが必要と考えます。町の見解、あるいは施策強化について伺います。

○荒井英世議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 冒頭申し上げましたとおり、本町におけるがん死亡につきましては、全体の約4分の1、25%となります。まずは、検診率の向上に関して進めまして、検診率を上げてがんで死なせないということを目指にしたいと思っています。検診ガイドの個別送付、広報やホームページを通じた啓発、節目年齢への検診無料クーポンの配布、健康エンジョイポイントなどに取り組んでおり、それは継続してまいりたいと思っています。あわせて、簡単に検査できる大腸がんの便潜血検査や乳がん自己検診など普及啓発に努め、まずはできるものから検査してみようという意識を持つてもらえるような対応も検討してまいりたいと考えております。

また、教育に関しましては、小中学校においてがんやその予防に関する講義を行うなどの取組が行われておりますので、継続して実施し、家族とがんについて話し合えるような話題づくりも検討してまいりたいと思います。

がん予防に関する情報は、テレビや雑誌などでも盛んに発信されておりますが、栄養、食生活、運動、飲酒、喫煙、心の健康といった生活習慣の改善、また、感染を主な発病原因とするものの予防、具体的には肝炎、ピロリ菌対策、子宮頸がん予防接種を推進いたしまして、がん予防の普及啓発を実施してまいりたいと思います。

さらに、先に申し上げましたが、関心の低い方への対応によりまして、取り残さない対応といいますか、全体の底上げといいますか、その方法についてを広く意見を聞きながら進めてまいりたいと思いますので、議員各位につきましても、今後もご意見、ご協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 早口でご回答いただきましてありがとうございます。大変時間を気にしながら進行していたのですけれども、大変助かりました。

国の第4期がん対策推進計画を読んだときに私がちょっとああと思ったところは、新たな概念が織り込まれて書いてあります、それはどういうことかというとこんな文言があったのですね。全体目標として、誰一人取り残されないがん対策を推進する、全ての国民とがんの克服を目指すという概念が今まで入っていなかったのだけれども、これがポンと入っていたのです。これだと私は思います。町もどうかがん対策、この国的基本計画を共有願いたいと思います。

時間がちょっと余りましたけれども、以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○荒井英世議長 以上で青木文雄議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。

13時から再開いたします。

休 憩 (午前 1時 58分)

再 開 (午後 1時 00分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、亀井伝吉議員。

なお、質問の時間は45分です。

亀井議員。

[7番 亀井伝吉議員登壇]

○7番 亀井伝吉議員 7番、亀井です。どうかよろしくお願ひいたします。

今朝、朝一番で森田議員からお話をありました防災ラジオ、また最近始まりました板倉町の公式LINE、この2つについて質問させていただきます。

まず初めに、防災ラジオの貸与数とその割合を教えていただきたいと思います。

○荒井英世議長 萩野総務課長。

[萩野剛史総務課長登壇]

○萩野剛史総務課長 それでは、お答えいたします。

現在の防災ラジオ貸与数につきましては4,585台となっておりまして、8月1日現在の世帯数6,023で割った割合につきましては約76%でございます。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 76%ということで3割弱の方がまだ入っていないというか、これはどんな感じの方が入っていないか仕分けできていますか。

○荒井英世議長 萩野総務課長。

[萩野剛史総務課長登壇]

○萩野剛史総務課長 お答えします。

平成30年にラジオを導入するに当たりまして、全町民にその確認をしております。そのときに貸与をお答えした方はもちろんのですが、要らないという方もいらっしゃいまして、そのときの確率がほぼ76%、それで推移しております。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 ずっと同じぐらいの割合で推移しているということで、防災ラジオでは2019年の19号台風のときは町民全員に通知ができまして、避難したということで、導入した意義が大変あったかと思います。その後は、本当に防災に関してのすごいあれはなかったものですから、そんなに意味をなしていないというか、どっちかというともう電源を切ってしまったとか、そういうのが私も電源切ってしまったほうなのですけれども、そんな感じで推移しているのかと思いますけれども、最近になって公式LINEを始めたと思うのですけれども、この公式LINEを導入した趣旨といいますか、これについて教えてください。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、公式ラインを導入した趣旨についてお答えしたいと思います。

これにつきましては、デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を推進しまして、地域の課題

解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を支援するデジタル田園都市国家構想交付金というものが令和4年度から創設されております。各近隣自治体の採択状況等を踏まえまして、板倉町におきましても令和5年度にその交付金が使えるかどうかというような事業の検討をさせていただきました。その結果、職員からもいろんなそういう自治体公式LINEの導入についての提案が複数あったことと、それとまた町民に対して情報をタイムリーに発信できるということ、それと行政手続のDX化を推進するということで、町民サービスの向上を図ることを目的として、令和6年度に一応導入をしたという経緯でございます。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 導入に関しては国からの援助があるって聞いていたのですけれども、この事業について町の負担はどのくらいなのでしょうか。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、板倉町の公式LINEの国庫補助金がどのくらいかというような質問なのですけれども、それについてお答えしたいと思います。

板倉町公式LINEにつきましては、株式会社Bot Expressという会社と契約を締結しまして、管理及び運用のほうを行っておるところでございます。令和6年度の予算からシステムの使用料として386万1,000円、それとライセンス料としまして332万6,000円、それと委託料として19万9,000円の支出がございます。これを全部合わせますと、支出合計としましては738万6,000円でございます。うちこのデジタル田園都市国家構想交付金については2分の1というような国庫補助金なので、国のほうが369万3,000円、同じように町の負担のほうも369万3,000円となっておるところでございます。これについては、国家交付金については6、7、8という3年間のものを一応補助金としてもらって、町のほうの支出ももらっているような状況ですので、一応3年間分の経費ということでご理解いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 3年間で740万円弱ということですけれども、半分が国からということですね。そうすると400万円弱ということですね。防災ラジオのほうは1,000万円ぐらいかかっていると思うのですけれども、どうでしょうか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 お答えします。

防災ラジオの維持経費ということですか。

[「そうです」と言う人あり]

○荻野剛史総務課長 この防災ラジオのシステムの維持管理委託料ということで、年間約700万円となっております。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 700万円、ちょっと資料見るところ間違ったのかしれない。そうすると桁が違うと

いうか、約半分弱ですので、どっちかというとLINEのほうがいいのかなと思うのですけれども、このLINEの登録数が国から示された数に達成しないと補助金を返還しなければならないようなことを伺ったのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 お答えしたいと思います。

国のはうについては何年間か計画を出させてもらって、もちろん達成、未達成というのがあると思うのですけれども、未達成の場合だとしても、特に達成していないからお金を返してということは多分ないというふうに思っております。一応、町とすれば、今日現在で2,146件が公式LINEのほうに登録をされております。これは、町内だけではなくて町外の人、県外の人も一応含まれている数字になります。目標とすると、3年後に一応4,000件だったと思うのですけれども、それをクリアしてくださいということなので、順調に来ているのだが、最初のはうは意外とぱっと人が登録してくれる部分はあると思うのですけれども、今後のそういう加入率をどうするかというのは、うちのはうの課題かなというふうには思っております。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 4,000が目標で2,100、半分ですけれども、3年かけてということで、課長が言ったように最初だけバンバンバンって入って後が続かないとなると、やはりせっかく導入しても意味がないのかなと思いますので、その辺のPRといいますか、その辺どのように考えていますか。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 公式LINEは今年から本格的に導入という、加入を増やしていくこうということで板倉まつりとかにもブースを出させていただいて、公式LINEの登録者を募集したりとか、あとはシティプロモーションとかもつくっていますので、ふるさと納税の人に今までではふるさと納税ありがとうございますという通知だけだったのですけれども、紙の冊子が2万部ありますので、ふるさと納税した方にありがとうございますというのとシティプロモーションの冊子、それと公式LINEどうですかというようなチラシを入れながら送ろうかなという検討はしているところでございます。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 考えていきますと、防災ラジオもどっちかというと聞く人が少なくなっていますので、シフトをLINEのほうに変えていくつもりなのでしょうか。私は、LINEにしたほうがいいかと思っているのですけれども、どうでしょうか。

○荒井英世議長 萩野総務課長。

[萩野剛史総務課長登壇]

○萩野剛史総務課長 お答えします。

この防災ラジオにつきましては、令和元年5月から本格運用を始めておりまして、今年度で7年目を迎えております。この防災ラジオの耐用年数につきましては、10年は問題なく使用できるというような業者からの回答を得ております。その後すぐに壊れるというようなものではございません。今回、板倉町のLIN

Eということの機能ですけれども、このLINEだけでは防災ラジオの機能を全て担うことはできませんので、当分の間は防災ラジオで考えております。防災ラジオの機能を一部ラインはできるのですけれども、この公式LINEにつきましてはシステム上、消防庁や気象庁が発信し、防災ラジオから自動で送る緊急情報というのは連動しておりません。これはできないということになります。防災ラジオから流れる情報につきましては、職員が手動で入力するメッセージ、ラジオに入力したメッセージはそのままLINEにもつながるような機能にもなっております。そういう機能もあります。消防庁や気象庁から発信する緊急情報につきましては、各携帯電話のキャリアがサービスする通知、一斉に電話が鳴るというような機能もありますので、自治体公式LINEにおいてその機能の必要性は乏しいかと考えております。

現在、多くの方が携帯電話、スマートフォンを所有しているかと思いますが、先ほどありましたけれども、公式LINEはまだ2,146人というところで、しかも町外の登録者もいることから、防災ラジオの機能を今すぐ移管というわけにはなりません。また、高齢の方、扱いなど不慣れな方もいることも事実だと思います。防災ラジオにつきましては、町からの情報を伝える手段として大きな役割を担っておりますので、今後とも防災ラジオを活用するとともに、代替手段があるとすれば情報収集、検討をしてまいりたいと思います。防災ラジオを聞かないという方、耳にされましたら、その方にぜひ聞くようにと議員さんのほうから言っていただければと思います。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 スマホでいつも持っているので、どこでも聞けるという便利さがありますので、防災ラジオですと自宅に置いたままという、そういうものもありますので、どっちがいいのかはあれですけれども、あとはスマホにしてもいろいろ勉強会というか、そういうのを開いていただきて、もっとLINEを使う人が増えていただければ両方使えますので、LINEの勉強会というか、スマホの勉強会等を持っていただければありがたいと思うのですけれども、その辺お考えどうでしょうか。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 お答えしたいと思います。

基本的に国庫補助金の中でも、そういう研修会をやりなさいとかというような目標がありますので、当然今年も行いましたし、来年以降も継続をして、やはり4,000人の目標というのが達成があると思いますので、継続していきたいと思いますし、議員さんでも入っていない方はまだ間に合いますので、登録のほうよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 本人が行かなくても家族どなたか行って教わってきて家族で教える、そういうものができると思いますので、そういう講習というか勉強会、なるべく持っていただきて目標を早めに達成して、町内の各家庭で誰か1人LINEも受けられるような、そういう取組をやっていただきたいと思います。どの家族の方がLINEに入っているかというのは、掌握できないのですよね。事業者しか分からないということですよね。分かりました。森田議員の話からも、板倉町は防災に関してはかなり積極的にやっていると

ということで、防災ラジオとLINE等を使って、何かあったときにはそういう備えをこれからもお願いしたいと思います。次に移りたいと思います。ありがとうございました。

箱わなについてなのですから、私もアライグマを3匹捕まえたことがあります。そこで箱わななのですけれども、令和6年には小型が6基、大型が5基あったのですけれども、現在はどんな数になっているでしょうか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 お答えをいたします。

先ほどのアライグマ等の小型のものをつかまえるもので現在33台保有しております、そのほかイノシシ用ということで大型のものを6台所有しております。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 小型のが33基ということできなり増えたのですけれども、私が借りたときになかなか回ってこないというか、2週間近く経ったとか、そういうのがあったのですけれども、やはり順繰り順繰りでやっていて、どうしても箱わなに捕獲できないというのがあるかと思うのですけれども、どんな考え方で33基を回しているのですか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 前年度末に14台ございまして、その後今年度に入りました15台購入いたしました。そのほかにやはり待っている方が多いという状況もありましたので、さらに追加で5台を購入して現在に至っているという形になっておりまして、故障で1台減ってしまったというのもあるのですけれども、現在の状況と。あとは待っている方が多いこともありますし、従来1か月で回していましたのですけれども、やはり捕まる方については大体1週間ぐらいで捕まる方がいまして、大体1か月も捕まらない方というのは全然捕まらないというのがありますので、その回転をやはり倍にすれば倍の効果があるのかなということで、現在につきましては2週間で回しているような状況にしてございます。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 今の説明のとおりに最初は1か月ぐらい借りられたのですけれども、1回捕まえた後2週間ぐらいでまた次の人が入ったのです。そういうので1度入ると何か家族ではないのですけれども、すぐに2、3匹捕まえられるということがありましたので、やはり回転をよくするということが町全体に持つていけるのでいいのかなと思うのですけれども、その捕らえられた種類と数について教えていただけますか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 種類ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○栗原正明産業振興課長 種類につきましては、過去5年分とかでよろしいですか。

[「できましたら」と言う人あり]

○栗原正明産業振興課長 令和3年度につきましてがアライグマが29匹、ハクビシンが10匹、タヌキが20匹

ということになっております。令和4年度がアライグマが72匹、ハクビシンが24匹、タヌキが21匹、令和5年度がアライグマが115匹、ハクビシンが25匹、タヌキが30匹、令和6年度がアライグマが131匹、ハクビシンが15匹、タヌキが25匹ということで、あと今年度7月までの集計になりますけれども、アライグマが64匹、ハクビシンが16匹、タヌキが9匹というふうになってございまして、年度別の合計数につきましては、令和3年度がその3つの動物59匹、4年度が117匹、令和5年度が170匹、令和6年度171匹、今年度が7月までで89匹で、8月にはそのほかに30匹捕まって119匹ということになっております。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 こんな数が捕まっているのですか。驚くのですけれども、3桁というのはすごい数だと思うのです。

捕まった動物の東西南北の地区別の捕獲の数、総合計でいいのですけれども、分かりましたらお願ひします。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 こちらも一応、年度別で用意してございますので申し上げます。令和3年度につきましては、北地区が10匹、西地区16匹、南地区23匹、東地区が10匹。令和4年度につきましては、北地区37匹、西地区18匹、南地区42匹、東地区20匹。令和5年度につきましては、北地区31匹、西地区25匹、南地区59匹、東地区55匹。令和6年度につきましては、北地区33匹、西地区34匹、南地区が70匹、東地区が34匹。今年度が7月までですけれども、北地区17匹、西地区28匹、南地区21匹、東地区23匹ということで、令和3年度から6年度につきましては、いずれも南地区が最多ということになっておりまして、7年度は7月まで西地区が最多だったのですけれども、南地区が21匹だったのが8月に20匹追加で捕まっていますので、やはり南地区が最多という状況となってございます。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 南地区がこんなに多いというのは原因というか、考えられることがもし分かりましたら。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 やはり傾向を見ていますと、ニュータウンとか、そういった住宅地というのはほとんど捕まっていない、そもそも要請もないのですけれども出ていませんで、やはり南地区または東、北のどちらかというと川に近い、また遊水地に近いようなところが比較的多いイメージがあります。南地区につきましても、どちらかというと水路や田んぼが多くて、こういう言い方を言ってはあれなのですが、あまり開けていない場所が多いというのでしょうか、そういったところが多いので、やはりそういったところで多いのではないかなと思っております。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 動物たちもすみかがないといられないですから、すみかにできるところにいるのかと思うのですが、私も捕まえたのがこんもりしたところがあるすぐ自宅のそばなのですけれども、そこで同

じところで3匹捕まえたのですけれども、わなを仕掛けるのも場所をよく考えて選んで仕掛けなければすぐにまた捕まると思うのですけれども、大体彼らも1匹でいるわけではないので、家族でいると思いますので、その辺は町からもこういうところがいいのではないですかって後で教えてください。よろしくお願ひします。

捕獲した後の動物の処理についてなのですけれども、どのようにしているのでしょうか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 捕獲後につきましては、基本的には役場の職員が持ち帰りまして、二酸化炭素、炭酸ガスによりまして安樂死、または電気ショックによりまして安樂死をさせている状況でございます。その後につきましては、焼却処分をしているという状況でございます。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 最初は、動物愛護の方に聞かれるとかわいそうかなと思っていたのですけれども、テレビ見ていましたら、ニュースでダニが繁殖して感染症になってしまい、そういうのを聞いたものですから、やはり殺処分したほうがいいのかなと思ったのですけれども、その辺で殺処分にしていたのですか。そういう考えはなかった。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 元から殺処分にはしていたかと思います、一番最初の頃から。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 殺処分が一番手っ取り早くいいのかなと思いましたけれども、分かりました。ありがとうございます。

最後に、東洋大学の跡地といいますか、それについてお伺いいたします。町民の方からの意見なのですけれども、現状のままで国とか、また県の機関を誘致するのはできないのかという声を伺いました。例えば研究機関とか、そういうものが持てこられたらいいのかなと思うのですけれども、その辺どういうお考えでしょうか。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

まず、群馬県のほうで、政府が2026年度に創設を目指す防災庁かその分局を群馬県のほうへ設置を要望をいたしたということで、これは7月2日付で、山本知事のほうが防災庁設置ということで国に要望したというような内容でございます。災害の少なさや東京から100キロ圏内という近い部分があるので、地理的な要因を挙げて首都圏のバックアップ拠点として最適でしょうということで主張しておるところでございます。このことに関して、群馬県内の候補地の一つとして東洋大学の跡地はどうですかみたいな話を群馬県と町のほうの意見の中で提案はさせていただいた経緯はございます。

それと、また別の部分で、県の議会の関係で令和7年第2回群馬県議会の定例会で、森県議さんの一般質問におきまして、東洋大学跡地の校舎と運動施設等を分けて考えて、県のスポーツ施設を設置してはどうかと、邑楽郡にはそういう県の総合運動公園が設置されていないので、県民の幸福度や地域のにぎわいを呼び

込むためにも、一つの案としてぜひ検討していただきたいというような一般質問がありました。これに対して山本知事のほうは、一つのアイデアとしてしっかり受け止めていきたいという答弁でとどめておるところでございます。

いずれにしましても、最終的に東洋大学の跡地利用に関しましては、まず土地及び建物の所有者である大学の責任においてしっかり考えていただければならないというのが大前提ということで、町と群馬県の共通認識になっておるところでございます。町と県がそれでいきましょうよみたいな提案をさせたところでも、最終的に東洋大学が了承しないと、所有者が東洋大ですので、東洋大が了承しないと話は進んでいかないかなというような状況であります。

最終的に国や県の機関の誘致になりますと、町単独だけで要望活動というのはなかなか難しいかなというふうに思っておりますので、今後も群馬県と連携をしながら、国や県の機関に限らず、東洋大跡地の利用方法としていい情報があれば、すぐにでも東洋大のほうに情報提供して、あとは3者、東洋大、町、県として情報を共有して、今後も努めていければなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 前の町長のときの考え方をまだ持っているのか、これから先の方針というか、どんな考えでいるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

東洋大学板倉キャンパスの跡地利用に関しましては、東洋大学側から一日も早く提案をしてくださいという要望を常々しておるところでございます。それと、町といたしましては、企業誘致など、町が発展する形での跡地利用を基本とし、町財政への好影響となる方向性を求めてまいっているところでございます。現在の町の意向としましては、企業誘致の一辺倒ではなくて、町にとってプラスになる跡地利用であれば、柔軟にどんな提案でも検討していきたいと考えているところでございます。それがどこまで許容範囲で許せるかということになると思うのですけれども、町が判断するところもありますし、群馬県のほうの意向も確認する必要がありますし、当然東洋大の意向も確認していかなくてはならないというような部分でございます。

町、県、東洋大学では、これまでにも代表を交えての3者協議を開催しまして、板倉キャンパスの跡地利用のほうと未利用地の返還について協議を進めてきておりまして、最近では先月の8月の26日に町長を含めた3者協議が開催をされたところでございます。しかしながら、東洋大はやはり跡地の利活用を当然検討はしておるのですけれども、なかなか最終の具体案まではまだ至っていないというような状況でございます。担当者会議でもいろいろ話はしているのですけれども、そういったうちのほうとか県のほうが要望した部分を東洋大が上に持つていて、最終的に理事会とか評議員会とか、そういったもので正式にオーケーをもらわないと町とか県のほうに提案ができるないというような状況なので、東洋大も一生懸命やっているところなのですけれども、なかなか今は現状維持というような内容でございます。

今後も3者で連携を密にして、東洋大の跡地利用に係る意見交換は継続していこうというふうに思っておりますし、先ほども言ったようにいい提案があれば、町のほうにこういった提案があれば東洋大のほう

に報告しますし、県のほうに行った場合は県のほうから東洋大に話をしますしということで継続していければというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 課長が言われたとおり、住民からも、また我々議員からもこういうのがいいのではないかとか、すぐには無理だけれども何年かすればこういうのもいいのではないかとか、そういう提案を町全体、町民全体から出していただけるような、そういう取組を我々もやっていきますので、執行部の皆さんも飽きないで、懲りないで頑張っていただきたいと思います。ありがとうございます。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 亀井議員のほうからも地元の海老瀬ニュータウンということで、どうなっているのかという進捗状況の質問なのかなというふうにも思っております。傍聴の方も、先般も15区ふれあいの会のほうでもお話をさせていただいたところですけれども、その後8月26日、先ほど課長の答弁にもあったとおり、東洋大学、群馬県、板倉町と、今回私も参加をして、県からは地域創生部長、東洋大学からは寺田常務理事ということで3者の協議を行いまして、かなり突っ込んだ話もさせていただいたつもりであります。実際、東洋大学が自分の持ち物、敷地と建物についてどういうふうな考えを持って、どういった価値を見出しているのか、例えばこれをどこかに売却するのであれば幾らで売却する考えがあるのか、幾らなら売るのか、ましてや売らずに温存というか持つておいて、例えば賃貸に出すのであれば年間幾らで貸すのかとか、そういうたる程度具体的なところも突っ込んで聞いてはおるのですが、なかなかそれについては具体的には出ていないと。正直どこにどうやって大学さんとして考えているのか、例えば切り売りではないですけれども、建物を残してその周辺からやっていくのはどうかとか、こちらからも提案はさせてもらっているところなのですが、実際どこまで理事長のところまで上がって説明をしていただいているのかという部分が見てこない部分もあって、こちらも歯がゆい思いをしているところであります、それは県も同じような考え方でございますので、どういった形であれば東洋大学は納得するのかというのが逆にこちらが本当は教えてもらわなければ進まない部分かなというふうに思っているところで、民間の方、また町内の方からも跡地利用についての提案というのはいただいておりまして、たまたま私の知り合いのほうから話があったものについては東洋大学さんのほうにもつないでありますし、県からも東洋大学さんにつないでいる案件もあるということで、うまくいくかどうかというのは分らないのですが、それが町にとって、県にとっていいものであれば受け入れていきたいと。もちろん、最終的に地域住民の方がそれはちょっと困るよって言われたものについては、それでも町がいいと思えば説得なりお話をして納得いただくような形を取っていくのか、全く話にならないということになるのかというのは分らないところですけれども、町としても東洋大学の問題というのはすごく一丁目一番地ではないですけれども大事に考えているところで、先般も「噂の！東京マガジン」とかテレビ等でも放送されて、板倉町がディスられるというか、悪口を言われるというか、そんな町を預かる者として大変気分が悪かったりも、ユーチューブでも流れておりますので、そういうのを早く解決できるような形で、私含めた執行部のほうもしっかり動いてまいりたいと思っておりますので、待っていてくれというのもあれなのですけれども、逆に言えば議員さん含めた地元の皆さんのはうからもいい意見がも

しあるのであればどんどん上げていただいて、納得できる形が取れるのが一番いいと思っていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 今、町長が言われたように、板倉町総力で東洋大の問題を解決していかなくてはならないと思いますので、大変ありがとうございました。

時間ちょっと早いですけれども、以上で質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○荒井英世議長 以上で亀井伝吉議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。

14時から再開いたします。

休憩 (午後 1時37分)

再開 (午後 2時00分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、永田亮議員。

なお、質問の時間は60分です。

永田議員。

[1番 永田 亮議員登壇]

○1番 永田 亮議員 1番、永田です。よろしくお願ひいたします。

私からは最初に、基金活用戦略と財政健全化について質問いたします。まず、冒頭に申し上げたいのは、板倉町の財政は県内でも比較的良好な水準を維持しているという点です。令和6年度決算において、実質公債費比率6.3%や将来負担比率などの数値は県内でも健全な水準にあり、基金残高もおよそ41億円と厚みを持っています。この安定した財政基盤は、町として長年にわたり長期的な財政運営を進めてきた成果であり、まずは高く評価したいと思います。

しかし、一方で課題も明確に見えております。財政力指数は0.64となっており、自主財源比率の低さが浮き彫りとなっています。また、人口減少による町の税収入の減少や公共施設の老朽化更新費用の増大、高齢化に伴う扶助費の増加など、中長期的な財政圧力は避けられません。このまま推移すれば、10年後には年間およそ5億円規模の赤字圧力が生じる可能性もあるとシミュレーションされています。まずは、こうした現状について、町としてはどのように認識しているのか、持続可能な財政運営という観点からお考えを伺いたいと思います。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、(1)番の件についてお答えをしたいと思います。

ちょっと長くなってしまいますが、実質公債費比率におきましては、一般会計、特別会計、公営企業会計の公債費、借金のほか、一部事務組合等の起債償還に対する負担金も含めた金額、それが町税や地方交付税などの額から算出されるのに対して、どれくらいの割合かを示しているのが実質公債費比率になります。

す。6年の決算なのですけれども、一応5年と比較させていただきまして、令和5年度の実質公債費比率については、群馬県内の市町村平均が6.1%、板倉町については5年度は6.3%でございました。今回も昨日の健全化の関係で報告させてもらったのですけれども、6年度につきましても同じ6.3%ということで、5年度と変更はございませんでした。

もう一つの将来負担比率につきましては、町の借金や将来支払う可能性のある経費から基金残高や交付税措置される見込額などを引いた標準財政規模に対して、どのくらいの割合かを示す指標になっております。令和5年度の将来負担比率については、群馬県内の市町村の平均が5.6%、板倉町については5年度は算出されていないと、6年度も算出されていないというような状況でございます。将来に向けてそんなに借金はないですよというような指標になります。実際、この将来負担比率が過去にあったかといいますと、板倉町では平成30年に庁舎建設の関係で基金がドンと減りまして、借り入れた町債もありますので、その逆転現象がありまして、3.6%という数字が出されたのですけれども、それ以降については全て算出をされないというような結果になっております。参考までに県内の35市町村のうち、10市町村がこの将来負担比率というのが一応算定をされているということで、平均が5.6なので、その10市町村が結構高い数字があって、我々みたいなゼロのところの分母になるのですけれども、そういう形で計算すると10市町村が大きい数字が出ているというような内容でございます。

財政力指数につきましては、地方交付税の算定の際に計算される基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3年間の平均値で一応求めておるところでございます。令和5年度については県内の平均が0.56、板倉町においては5年度は0.60、6年度も変わらず0.60という数字が出されておるところでございます。

議員さんが心配しています、要は自主財源の最たるものである町税についてなのですけれども、個人町民税につきましては、令和元年度以降やはり少しずつ減少していると思います。これについては、永田議員さんがご指摘のとおりだと思うのですけれども、人口減少も一つの要因、全てがそれだというのではなくて、人口減少も一つの要因と考えられますけれども、新型コロナの影響で所得が減ったとか、そういう影響もあると思われます。ただ、今後においては、世間で給料アップしなさいしなさいというふうに言っていますので、給料が上がることによって当然所得が上がりますので、それに対する税金等もちょっとずつ上がってくるかなというふうに思っておりますので、今後も状況を注視していければなというふうに思っているところでございます。

さらに、固定資産税におきましては、企業進出等に一応増加をしている傾向でございます。産業用地全体については全て完売になっておるのですけれども、まだ空いているところというか、まだ建物を建てていない企業さんとかがありますので、それは建築されれば建設費とか償却資産等々の固定資産税がまず見込まれます。それに加えて、進出企業の中で上手に国の補助金というか、減税をやっているところにつきましては、その減税期間が3年間で終了すれば、全てそっくり分が町のほうにまた入ってくるということがありますので、長く見れば増加傾向なのかなというふうには思っておりますけれども、頭打ちになってしまふ部分がありますので、今後もやはり商業用地のほうの駅前のA区画等々もまだ空いているような状況がありますので、空いているところの誘致についてはさらに継続をしていきながら、または、町長の公約にもありますように新規の産業団地の造成などを一応検討しながら、税収の確保に努めたいなというふうに思っているところで

ございます。

以上です。

○荒井英世議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 詳細な説明ありがとうございます。町税と固定資産税に期待したいというところで、自分もちょっとそこに関しては期待していきたいと思います。

次に、公共施設の老朽化更新コストが今後確実に増大する見通しです。施設を維持するのか、統合するのか、あるいは用途を転換するのか、町としてはどのように優先順位をつけて対応していくのか考えをお伺いします。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、公共施設の老朽化についてお答えしたいと思います。

施設維持管理につきましては、昨年度、令和6年度におきましても、西小学校の体育館の屋根改修、それと中学校、中央公民館の屋上防水改修などを実施をしておるところでございます。今年度におきましても、昨年からの繰越し事業だったのですけれども、東小、西小学校の体育館へのガスヒートポンプエアコンの設置、これはもう既に終了しております。今後、今年度に予定されているのが海洋センターの体育館の改修などを予定しております。さらに、何年か後になると思うのですけれども、児童館を含めた保育園の新築等も予定をしておりますので、規模や費用を精査しながら進めていきたいなというふうには思っておるところでございます。ただ、多くの施設がやはり建築後40年を超えており、その修繕費用がすごく大きくなっている状況でございますので、事前に調整できるものにつきましては、同一年度に一気にお金をかけるのではなくて順番に考えながら、そういう計画を練りながら工事を行うように調整をしておるところでございます。優先順位につきましても、金額、影響の大きさ、緊急な場合とか、そういうものもあると思いますので、複合的に判断をして、今後の予算編成の中で状況を精査していかなければなというふうに思っております。当然修理したものについては、やはり何年か後に取壊しとか、そういうのは当然あり得ないので、修理した部分は本当に5年、10年スパンで継続をして使っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○荒井英世議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 公共施設の統廃合や優先順位づけについて、計画的に検討しているというご答弁かなというふうに思ったのですけれども、ただ、町民の生活に直結する大きなテーマであるかなというふうに思いますので、時間をかけ過ぎれば老朽化がさらに進み、費用が膨らむリスクもあるかと思います。町としては、具体的にどの年度を目処に施設ごとの方向性を示す考えがあるのか、できればちょっと難しいかもしれないのですけれども、タイムラインとかそういうものががあれば、示していただければありがたいかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 お答えしたいと思います。

施設の維持管理については、板倉町公共施設等総合管理計画というのがございまして、それが平成28年度に一旦つくりまして、それが令和9年度までの計画期間、11年間の計画期間としておるところでございます。何で11年かといいますと、総合計画がちょうど9年で終わるということで、それに合わせてまた新たにスタートするということで、令和9年度までの計画期間というふうになっておるところでございますので、今7年度なので、8年、9年で、あと2年間についてはこの総合管理計画を基に一応進めていくのですけれども、今後そのタイムラインになりますと、2年後にまた10年計画みたいなのをつくらなくてはいけないと思いますので、来年あたりに公共施設のどういった修繕が必要なのかとかというようなものをヒアリングをしながら9年度までに一応作成をして、その10年の中で何年度はこういった修繕をやっていくという計画を一応考えているところでございます。

以上です。

○荒井英世議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 せひ令和9年までにタイムラインを示していただき、より具体的に町民に分かってもらえるような体制でやっていただければありがたいかなと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、財政調整基金についてお伺いします。財政ショック、自分が言いたいのはコロナとか、例えば天災とか、そういうものに対しての対応余地を残しながら、どのように計画的に活用していくのか、町としてはどのような位置づけを行い、健全化をどのように進めていく方針なのかをお聞かせください。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、財政調整基金についてお答えいたしたいと思います。

まず、財政調整基金につきましては、予算を組み立てるときに歳入より歳出のほうが多い場合に、その差額というか、歳入の不足分を見込んだものについて財政調整基金のほうから繰入れをしているものが1つ、それと逆に決算剰余金を積み立てている基金になります。例えば前年度繰越金が4億円残った場合については、ルールとして4億円の50%以上を基金に積み立ててくださいというルールがありますので、4億円だったら2億円を何かの基金に積んでくださいというような内容でございます。ただ、うちのほうとすると、ここ最近はずっと財政調整基金のほうに積み立てている状況でございます。それと、特定の目的に対してのみ繰入れを認めるほかの基金に比べてやはり繰入れの自由度が高く、何でも使えますよということなので、板倉町におきましては庁舎建設が終了後、基本的にはこの財政調整基金のほうにずっと積み立てているものでございます。

令和6年度の一般会計予算に対しまして、財政調整基金の積立額が合計で割り返すと大体60%ほどが財政調整基金で持っているというような内容ですので、例えば税金がもらえなかったとか、先ほど言ったように天災があったとか、急激なそういうものがあった場合については、60%の財政調整基金がありますので、何とか対応はできるかなというふうには考えております。ただ、今後の基金残高の状況については、財政健全化の指標を毎年毎年報告しなくてはいけないので、その指標の一つである将来負担比率の算出に関わっておりますので、適切な予算編成を今後も行っていければなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○荒井英世議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 次に、収入を増やすための具体的方策についてお伺いします。商業施設や企業誘致、ふるさと納税の強化など、町の自主財源を高める取組を町としてはどのような戦略で進めていくのか、町民に希望を示せるような具体的な政策方針をお示しいただきたいと思います。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

板倉町の事業推進に当たっては、総合計画が一番最上位の計画になります。それと、その下の実施計画が策定されておるのですけれども、その中でも財政力の強化につながる事業といたしましては、企業立地促進事業として状況を見極めながら新たな産業用地の整備に向けた検討、それと準備を進めるとしておりまして、企業誘致による税収増を目指すものとしておるのがまず1つです。

それと、新たな産業用地の検討だけではなくて、既存の先ほども述べましたけれども、商業用地、空いているところの誘致の契約等々も継続してまいりることが大前提かなというふうに思っているところでございます。

それともう一つ、移住定住支援事業の中で町内への移住定住の促進を図るとともに、地域活性化に資する人材を確保するということで、居住による税収増ということで、今後販売されるニュータウンのグリーンブロックの関係のPRなどを企業局と連携して住宅販売につなげていければなというふうに思っております。

そのほか、ふるさと納税事業につきましては、返礼品の新規開拓などを継続していかなければというふうに思っております。昨日の補正予算でも言いましたけれども、ふるさと納税の本年度の目標金額を2億円と設定させていただいて、米のふるさと納税の返礼品、それと板倉工業団地にあるビクトリーさんのミネラルウォーター等々を新たな商品として出品を考えているところでございます。

以上です。

○荒井英世議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 収入が増えていくというのはとても単純なのですけれども、いいことかというふうに思いますので、まして昨日お話があったようにふるさと納税、こちらも力を入れていただいているというのはもうすごく分かりやすいですので、今後も引き続きふるさと納税含めて、もちろん企業誘致とともに力を入れてやっていただければありがたいかなというふうに思います。

財政健全化は、単なる支出抑制ではなく、町の将来像を町民と共有し、その実現に向けた持続可能な基盤を築くことです。板倉町は、健全な財政を維持している今だからこそ、次の一手を考える好機かと考えています。この質問の最後に、町長のお考えをお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 永田議員にお答えいたします。

一般質問の内容につきましては、課長とすり合わせてこちらの考えも入れながらということで作成をしていただいて、私の代わりに答えていただいているというところでございますが、今の財政が健全かと言われれば、健全と言っていいのかなというふうには思うところですが、やはり私も先ほどの永田議員から建物の老朽化とインフラのこれからの更新という部分で、私もその資料を町長になる前に見たときにすごくびっくり

りがっかりしたのをよく覚えているのですが、これから町のインフラはどんどんどんどん老朽化をしていくて、それを更新しなければいけない。では何を更新して、では何を残さないといいますか、取り壊すのかという部分も含めて考えていったときに、本当に解体費用もばかにならない時代、また新たにもう私になる前から保育園の一園化ということで決まっておりました。当初10億円程度を予定していたのが、多分今だともう10億円ではとてもではないけれどもつくれないというような状況になっておりますので、今まで前町長が随分積立てと支出の抑制といいますか、歳出のほうを大分抑えてくれていたのかなというふうに感謝をしているところなのですけれども、今年がちょうど町制施行の70周年ということで、湯水のようにというのも変ですけれども、ある程度は町の活性化のためにお金を使っているという状況になっております。来年の2月からはまた71周年ということで、今年ほどは使えないなという部分も考えておりますので、抑えるところは本当に抑えつつ、使うところには使うというのが基本なのですけれども、もうすぐにでも見込まれる部分として保育園の一園化でお金を使うというのも見えております。そして、町を活性化するためにということで、いろんな地域の方が動いていただいているのも分かりますし、なるべくお金をかけずに町を活性化するにはどうしたらいいのかという部分につきましては、コンサルタントのほうを頼んで今いろいろ動いている部分もありますので、なるべく公費を使わず、農地の集積から産業用地の創出ということまで一体でできるような形で進められればというので、うまい話はなかなかないのですけれども、やっているところでございますし、引き続き公約にもありましたとおり、新規産業用地の創出ということに関しては、担当部署とも密に話し合いながら、タイミングを見計らってといいますか、あまり時間がないものですから、早急に県のほうとすり合わせができるように進めているところでございますので、なかなか目に見えてこれをやっているというのが見えない部分はあろうかと思うのですけれども、見ていてくださいというようなことしか言えないのですけれども、頑張ってやっているところですので、よろしくお願ひして、また議員さんのほうからもいろいろアドバイス等いただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○荒井英世議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 町長がおっしゃっていただいたとおり、やはり執行部だけではなく、もちろん議会側もそうですし、町民のほうも一緒になって、一体となってやっていかなければいけないかなというふうに思いますので、改めて将来に備えるには今の判断がとても必要かなと、重要であるというふうに思いますので、町としてぜひ抽象的な理念にとどまらず、町民が納得できる数値目標やスケジュールを示していただきたいと強く要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、家庭用防犯カメラ設置費補助事業の実施状況と今後の取組についてお伺いいたします。昨年12月議会での一般質問において、私は農業用ポンプの盗難対策として家庭用防犯カメラ設置費補助事業の導入を提案させていただきました。おかげさまで今年の4月から、この家庭用防犯カメラ設置費補助事業が開始されております。町民の安心安全に直結するこの取組を早期に実現していただいたことに心から感謝申し上げます。

そこで、この補助事業の最新の申請件数や予算執行状況についてお示しいただき、その結果を踏まえてこの事業をどのように評価しているのかお聞かせください。

○荒井英世議長 萩野総務課長。

[萩野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 それでは、お答えします。

この防犯カメラ設置費補助事業の申請件数につきましては、昨日ちょっとお話ししたことと重なりますが、9月5日現在で55件、当初予算100万円に対して91万7,000円となっております。この事業につきまして、町民は深く関心を持っていると思います。町民の防犯意識の向上に必要な事業と考えております。このたび、昨日ですが約200万円増の合計300万円の補正予算を委員会において承認していただきました。今後も啓発とPR等を行いながら、この事業を進めていきたいと思います。防犯カメラが町全域に広がることによりまして、防犯カメラ作動中という表示もありますことから、その抑止力に期待しまして、板倉町に悪人等が近づかない、犯罪がない町になることを願っております。

以上です。

○荒井英世議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 ただいま申請件数や予算執行状況の説明に加えて、今回の補正予算で当初の倍額の金額かと思うのですけれども、確保していただいたということでご答弁いただきました。町民の安全安心のために、こうして迅速に対応していただくことに改めて感謝申し上げます。申請件数の状況からも明らかのように、町民の皆様からのニーズは非常に高いかなというふうに感じております。今後も町民の要望が強いようであれば、ぜひ来年度以降も安定的に予算を確保し、継続していただければありがたいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、さらにお伺いしたいのは補助対象事業の拡大についてです。現在は個人宅を中心とした制度なのですけれども、今後は地域の集会所やごみステーションといった共同利用の場にも対象を拡大して支援する考えはないかなというふうに考えております。実際に町民の方からは、集会所のエアコン室外機が盗まれたという被害の報告を受けたり、さらにこの集会所に隣接するごみステーションでは、不法投棄が毎年のように発生しているという実態も報告を受けております。このような場所は、地域の多くの方が利用する場であり、犯罪やトラブルが発生しやすいポイントでもあります。防犯カメラを設置することで、盗難や不法投棄の抑止効果をより広範囲に及ぼすことができると言えます。実際、埼玉県加須市や群馬県太田市、あるいは栃木県小山市などでは、自治会や地域単位での共同設置を補助対象とする制度を導入し、効果を上げています。板倉町においても、個人宅にとどまらず、地域で共有する場を守るために対象を拡大し、制度の充実を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 それでは、お答えいたします。

この事業の補助対象といたしましては、先ほど議員がおっしゃるとおり、自己の居住する住宅及び自己の所有する事業施設、例えばハウスとかそういったものになっております。今回、このような条件から、地域の集会所、ごみステーションの防犯カメラの設置については対象外となっております。この地域のごみステーション、集会所につきましては、ほとんどが行政区の管理しているものかと思います。行政区につきましては、町から行政区運営補助金というものが交付されておりますので、そちらを活用していただきまして、防犯カメラの設置等を検討していただければと考えております。

以上です。

○荒井英世議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 なかなか難しいと、制度的には難しいというのは十分理解しているのですけれども、そういった意味では、自分たちも議会側からも各町議からも区長会のほうにそういうのがあるよという情報を流したりとかやっていければいいかなというふうに思います。なかなか難しいというのは重々承知の上なのですけれども、地域の生活に直結する切実な課題であるかなというふうに思いますので、個人宅の問題にとどまらないでやっていきたいかなというふうに考えております。板倉町でも、地域ぐるみで防犯環境を整える動きをぜひ今後の検討課題として前向きに捉えていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。次は、農業者等営農支援事業の実施状況とカムシ対策についてお伺いいたします。この事業について、関係各課の皆様には心より感謝を申し上げます。今年度からの新しい取組でありながら、多くの農家の皆さんから助かっている、やってよかったという声をいただいております。私自身、現場の農家の方々から申請しやすさや支援内容の自由さについて高く評価する声を何度も耳にいたしました。

そこで、お伺いいたします。今年度のこの事業について、これまでの申請件数と予算執行の状況はどうになっているでしょうか。また、当初の想定よりも申請件数が多いと伺っておりますが、その理由についてどのように分析されているかお答えください。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 それでは、農業者等営農継続支援事業につきましてお答えをさせていただきます。

こちらの事業につきましては、本町の農業の継続的な発展のために農業機械を購入した営農意欲のある農業者等を支援する施策としまして、今年度から導入いたしました本町独自の事業でございます。事業の概要からちょっと簡単に説明させていただきますけれども、営農を継続するために必要となる機械の購入に係る経費、これの10分の3、30%を補助するものでございまして、限度額を10万円としているところでございます。予算としましては、当初予算100万円でスタートしているところですけれども、5月までに9件の申請があったことから、6月議会におきまして、さらに200万円の増額の補正をさせていただき、予算総額が300万円となっているところでございます。その後、4月から現在に至るまでの申請状況としましては、全部で16件、148万円の補助金額となっておりまして、本事業につきましては認定農業者や規模拡大などの特定の農業者に限ることなく、条件があまり厳しくなくということで、農産物を出荷することによる農業収入があればよいという条件でありまして、その後3年以上の営農する意欲があれば申請をできるということになっておりますので、比較的先ほど議員がおっしゃられたとおり、申請のしやすさというところが申請件数の増加につながっているのであろうと思っております。そういったところで、随時現在におきましてもお問合せをいただいている状況でありますので、次年度以降に関しても、引き続き継続してまいりたいと考えております。

○荒井英世議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 説明いただいたとおり、本事業については需要の高まりを受けて、6月補正において既に追加の予算措置を講じていただきました。この点につきましても、農業現場の声に即応していただいたものと受け止めており、大変心強く思っております。その上で申し上げたいのは、この取組を今後も継続

的に推進していただきたいという点です。町内農業の底力を支える非常に大きな柱であるからこそ、来年度以降も安定的に続けられる仕組みを構築していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、カメムシ対策についてお伺いしたいと思います。近年、町内でもカメムシによる農作物被害が増加しており、農家の皆さんからも強い不安の声が寄せられています。こうした中、埼玉県加須市では、水稻や大豆におけるカメムシ類の被害軽減を目的に、加須市カメムシ等防除支援交付金を創設し、薬剤散布に係る費用を農業者に対して一部支援されています。具体的には、10アール当たり1,000円、5ヘクタール以上であれば一律5万円の補助が行われております。農家の散布費用の負担軽減に寄与しているというふうに思います。さらに、その効果も明らかになっており、加須市内の彩のきずなでは、未防除の圃場と比較して防除を実施した圃場では10アール当たり約2.3俵の増と、50%増と大きな収量向上が見られたほか、コシヒカリでも34%増、全体では収量にちょっと幅広いのですけれども、0.1から2.4俵の上積みが確認されているということです。

まずは、カメムシによる農作物被害への対策について、現状の把握状況をお聞きするのと、加須市のような防除費用の補助制度を導入するお考えはありますでしょうか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 お答えをいたします。

まず、近年増加傾向にありますイネカメムシによる農作物への被害対策についてということでございますけれども、令和7年産米につきましても、昨年同様、イネカメムシによる不稔や斑点米による等級の低下、こちらが懸念されているところでございます。こういったことがありますので、群馬県、こちらホームページを中心として、あとはJA邑楽館林、こちらは農協だより等を通じて、また町としましても広報紙などを通じまして、病害虫、イネカメムシにつきましての防除対策については啓発を行ってきているところでございます。イネカメムシの防除対策としましては、薬剤による防除2回というのが基本となっておりまして、1回目の防除につきましては出穂期、こちらが不稔による減収防止対策を目的としたもの、また2回目の防除ということで、こちらは出穂期からおよそ8日程度後に斑点米の防止ということで行っているようなところになります。

防除の現状としましてですけれども、農業者が自ら行っている場合もありますし、またJA邑楽館林などの薬剤散布事業者に委託して行っている場合もありますし、その形態につきましては様々です。町内におきましても、無人ヘリコプターまたはドローンによりまして、農薬の空中散布が実施されております。そういった中で、県の農政課から計画書というのが町に送られてくるのですけれども、こちらは水稻を中心とした散布につきましては、これまで6回、業者がどこというのは分からないのですけれども、どの辺をいつやっているというのは情報が来ておりまして、6件の報告がありまして、そのうち5件がカメムシ対策の空中散布ということが行われていることは承知をしているところです。また、群馬県内において水田内におけるイネカメムシのすくい取り調査というのを実施しておりますけれども、こちら7月上旬の調査につきましては、大荷場地域におきましてはイネカメムシの捕獲が昨年に比べ15倍の数が捕獲をされていると、除川、大高嶋地域におきましては昨年並みの捕獲数ということで、そういった調査結果が出ているところでございます。

そういう中で、直近になりますけれども、9月の2日にJA邑楽館林のカントリーエレベーターで2025年産米の初検査が行われたということを聞いて分かっております。その中におきまして、特に高温障害の対策に効果があるにじのきらめき、こちらにつきましては全量一等であったということと、また先ほど申し上げましたとおり、ドローンによる空中散布等も行われているということで、こちらもカメムシの被害はその時点で見られていないというような話は聞いておりますので、現時点においては安心をしているところですけれども、今後ほかの地域においてまた収穫が行われてきますので、その点につきましては注視をしてまいりたいと思っているところでございます。

ということで、最後に先ほど加須市の補助金、カメムシ対策の防除関係の補助金ということで、それについて板倉町でもどうかということなのですけれども、これにつきましては、先ほど概要につきまして議員がおっしゃられたとおりの内容ということで、仮に同様の制度を板倉町に導入をした場合となりますと、金額的には相当な金額が予算的に必要になるものと思っております。ただし、近隣における異常気象や高温傾向などもありまして、イネカメムシに関する対策というのも必要ということもありますので、今後、国や群馬県、周辺市町の今後の対応策の動向も注視をしながら、町内における農業の持続的な発展を見据えた中で検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○荒井英世議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 おっしゃるとおりで、実際収穫も始まっています、結構いい数字が出ているというふうにも聞きました。それは、いろいろ話を聞いている中では、去年が結構ひどかったので、今年に関しては真面目に散布しているという話を聞きました。人によっては、2回ではなく3回散布している人もいるという中で、やはりやっている人とやっていない人の差がすごく現れているらしいです。なので、そういった意味では、だからこそしっかりとやっていたいっている方にはそういった補助をつけて、なるべくカメムシ対策をしていただいた方にはしっかりと取っていただき、さらに町にとっても税収が上がるという部分で考えていただければそんなには、もちろん目の前の金額としては大きいかなと思うのですけれども、将来的に考えていただいた場合、そんなに大きい金額ではないかなというふうに考えますので、ぜひそこはそういった点も考えていただければありがたいかなというふうに思います。

農家の皆さんから被害の深刻化を訴える声が増えておりまして、町としても放置できない課題だというふうに思います。加須市のように、農家の負担軽減に直結する制度は効果が大きいことが実証されておりますので、ぜひ本町においても事例を参考にしつつ、来年度の予算編成の中で前向きに検討していただければありがたいかなというふうに思いますので、改めてお願ひ申し上げます。

以上、営農支援事業に対する評価とさらなる発展に向けた要望を申し上げました。特に本事業は、6月補正で迅速に対応していただいたことにより、農業者の安心につながっております。この流れをさらに来年度の予算編成にもつなげていただき、農業を町の基幹産業として一層強く支えていただきたいと考えております。ちょっと時間が残ったと言ったら失礼なのですけれども、最後に町長の考え方をお聞かせ願えればありがたいかなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 一般質問最後の方なので、早く終わる分には皆さんそれほどがっかりしないのかなというふうには思うところなのですが、ちょっと2点ほどお話といいますか、させていただくと、家庭用防犯カメラの件、これも4月、今年度から始めた事業、また営農継続支援事業、こちらも4月から始めたということで、どちらも防犯と農業者支援という形にはなるのですけれども、今ちょうど空き巣とか強盗に近いといいますか、昼間でも入ってくる、夜忍び込むというような犯罪が今ちょっと町内多発をしておりましたので、それが出てから急激にさらに申請者が増えたというような事情もございます。これを例えれば集会所やごみステーションにどうかというところについては、あくまでも今回の趣旨としては家庭用、またそこで持っているらっしゃる事業用のハウスであったり、長屋であったり、倉庫であったりという部分についての今回は補償といいますか、というような取組になっておりまして、基本的に集会所等は各行政区にお任せをするというのが基本になっております。というのも、町からも行政区の補助金であるとか、例えばあと議員さんもなっているかと思うのですけれども、防犯支部のほうにもお金のほうはいっておりますので、防犯灯だけでなく、特に第4支部に私も所属しておりましたが、防犯灯を相当つけて、次は防犯カメラでもというような話が出ていたものもあるぐらいですので、ぜひ行政区の補助金等を使って設置していただくのがよろしいのかなというふうに思います。どういった防犯カメラをつけるかによって、金額が本当に数万円から10万円、20万円というような、補助金の申請書も私のところ上がってきますけれども、見るとすごく差があるのです。どういったものにつけるかにもよるのですけれども、本当に数万円でつけられるものが今では多くなっています、例えば2万円の補助をもらうためには4万円以上のものをつけるのですけれども、そもそもつけるのが1万円台とか、そういった方もいらっしゃるので、できれば安いものを使っていただいて、行政区のほうでもちょっと試しにやっていただくのもいいのかなというふうにも思っておりますので、今現在としてはそういう行政区への補助金等を使っていただいて設置をしていただくというふうな気持ちであります。

また、営農継続の件につきましては、今まで私も議員時代に質問したことがあったことをちょっと実現をさせていただいたというような施策になるのですけれども、やはり大規模農家の方への支援は手厚く、県なり国なりというのがあるのですけれども、板倉町でいきますとハウスの施設栽培が多くて、それほど大きく田んぼとか畑やっている方はいらっしゃらないという中で、やはり壊れたからすぐに買い換えるというような形で、計画を持って何年後にこういった機械を買うので、それに合わせて申請を出すということができなかつたものですから、たとえ少額、10万円という額ですけれども、営農につながるような機械も買えますので、そういったものができないかなということで創設させていただいたものになりますので、これ使い勝手がいいということで利用していただけているのは大変ありがたいというふうに思っておりますので、これは引き続き継続していく事業として考えております。

また、カメムシにつきましては、今年はいろんな話を聞くのです。今年は少ないよというのが最初私が聞いた話だったので、大荷場で昨年比15倍というのは大変びっくりした数字だったわけです。このカメムシ、南地区が多いのかなというような話を聞いてはいたのですが、やはり土手際のところにカメムシがいて、それは越冬をして暑くなつて元気になつているというような話を聞いていたものですから、逆に北地区の方からは今年少ないよというような話を聞いていたので、実際のところはどうなのかなという部分で不思議に思っているところなのですけれども、板倉町の基幹産業というふうにおっしゃっておりましたけれども、農業経営ばかりに偏った補助というのもなかなか実際難しい部分がございまして、今回ちょっと商工会のほうに

も補助金という形では出したことはありますけれども、先進的な加須市さんを見ながらになりますけれども、ほかの地域の動向をやはり見ながら、突っ走るのもどうかなというふうな気もしておりますし、カムシがこれがいつまで続くのかという部分も含めて、これがずっと何年も何年も出続けるものなのか、その辺もちよつと吟味しながら検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○荒井英世議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 ありがとうございます。町長の考えも聞けて、さらにいろいろと共有できるところがあるかなというふうに思いますので、今後も引き続き皆様の協力の下、いろいろ町民のお役に立てるような形でやっていきたいと思いますので、これで一般質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○荒井英世議長 以上で永田亮議員の一般質問を終了いたします。

ここで議場準備のため暫時休憩いたします。

休憩 (午後 2時47分)

再開 (午後 2時49分)

○荒井英世議長 再開いたします。

○議案第43号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

○議案第44号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議案第45号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○荒井英世議長 日程第2、議案第43号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第4、議案第45号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの3議案を一括議題といたします。

本3議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

小林予算決算常任委員長。

[小林武雄予算決算常任委員長登壇]

○小林武雄予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました補正予算3議案について、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました3議案は、議案第43号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について、次に議案第44号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、次に議案第45号令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであり、9月9日の本会議終了後に審査を行いました。

初めに、審査の経過について申し上げます。各会計の担当課長より説明を受け、質疑応答を重ねて慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。議案第43号から議案第45号までの補正予算3議案については、全

て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○荒井英世議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第43号から議案第45号までの3議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第45号までの3議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することに決定いたしました。

これより議案第43号から議案第45号までの3議案を一括で採決いたします。

本3議案に対する委員長の報告は全て可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第43号から議案第45号までの3議案は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○荒井英世議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月19日の午前9時から行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 (午後 2時53分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 11 日)

令和7年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年9月19日（金）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和6年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 認定第 2号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 認定第 3号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 認定第 4号 令和6年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 認定第 5号 令和6年度板倉町下水道事業会計利益処分及び決算認定について
日程第 6 報告 事務事業評価結果について
日程第 7 閉会中の継続調査、審査について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	永田	亮	議員	2番	須藤	稔	議員
3番	藪之本	佳奈子	議員	4番	尾澤	将樹	議員
5番	青木	文雄	議員	6番	森田	義昭	議員
7番	亀井	伝吉	議員	8番	小林	武雄	議員
9番	延山	宗一	議員	10番	市川	初江	議員
11番	青木	秀夫	議員	12番	荒井	英世	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小野田	富康	町長
赤坂	弘	教育長
荻野	剛史	総務課長
橋本	貴弘	企画財政課長
長谷見	晶広	税務課長
佐山	秀喜	住民環境課長
小野寺	雅明	福祉課長
玉水	美由紀	健康介護課長
栗原	正明	産業振興課長

塩 田 修 一 都市建設課長
福 知 光 徳 会計管理者
石 川 由 利 子 教育委員会
栗 原 正 明 農業委員会
事 務 局 會 長

○職務のため出席した者の職氏名

新 井 智 事務局長
小 野 田 裕 之 庶務議事係長
本 田 明 子 行政庶務係長兼
議会事務局書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○荒井英世議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○荒井英世議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長からの提出がありました委員会付託案件の審査報告書及び事務事業評価結果報告書を配付しておりますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議事を進めます。

○認定第1号 令和6年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○認定第2号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第3号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第4号 令和6年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第5号 令和6年度板倉町下水道事業会計利益処分及び決算認定について

○荒井英世議長 日程第1、認定第1号 令和6年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第5、認定第5号 令和6年度板倉町下水道事業会計利益処分及び決算認定についてまでの5議案を一括議題といたします。

本5議案は、予算決算常任委員会に付託されており、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

小林予算決算常任委員長。

[小林武雄予算決算常任委員長登壇]

○小林武雄予算決算常任委員長 おはようございます。それでは、予算決算常任委員会に付託されました決算認定5議案について、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました5議案は、認定第1号 令和6年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について、次に認定第2号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、次に認定第3号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、次に認定第4号 令和6年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、次に認定第5号 令和6年度板倉町下水道事業会計利益処分及び決算認定についてであり、9月11日から17日までのうち4日間をかけて審査を行いました。

初めに、審査の経過について申し上げます。各会計の担当課局長及び係長等による説明を受け、質疑応答を重ねて、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。認定第1号から認定第5号までの決算認定5議案については、全て原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○荒井英世議長 委員長による報告が終わりました。

ただいま委員長から報告のあった認定第1号から認定第5号までの5議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までの5議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することに決定いたしました。

これより認定第1号から認定第5号までの5議案を一括で採決いたします。

本5議案に対する委員長の報告は全て認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、認定第1号から認定第5号までの5議案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○報告 事務事業評価結果について

○荒井英世議長 日程第6、報告 事務事業評価結果についてを議題とし、予算決算常任委員長より報告を求めます。

小林予算決算常任委員長。

[小林武雄予算決算常任委員長登壇]

○小林武雄予算決算常任委員長 先ほどは決定いただきましてありがとうございました。

続きまして、事務事業評価のことについて説明させていただきます。板倉町議会基本条例運用基準第2条の規定に基づき、令和7年8月22日に予算決算常任委員会を開催し、令和6年度実施事業の中から各常任委員会で選定した3分野6事業について、各分野ごとに事務事業評価を実施いたしました。

評価に当たっては、各常任委員会委員長が事業選定の趣旨を述べ、担当課長等から事業内容の説明を受けた後に質疑応答を行い、評価の着眼点を踏まえた3段階による各委員の評価を集約し、各分野ごとに提言する方向性を決定いたしました。

その結果、評価をした3分野6事業については全て見直し（統廃合を含む）の上、継続すべき事業となりました。

各分野ごとの評価結果の詳細は、別添の事務事業評価結果のとおりであります。この評価結果を予算決算常任委員会の合議とし、次年度以降の業務改善及び予算編成等において反映されるよう執行部へ提言していただきたいお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○荒井英世議長 以上で事務事業評価結果についての報告を終わります。

○閉会中の継続調査、審査について

○荒井英世議長 日程第7、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お配りしたとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○荒井英世議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 改めまして、おはようございます。今日、特に朝起きたら大変涼しいということで、明日から彼岸の入りということで、暑さ寒さも彼岸までというのは昔の方はよく言ったものだなというふうに感じるところではありますが、これまで暑かった分、急な寒暖の差につきましては、議員の皆様におかれましても体調管理にはくれぐれもご注意いただければというふうに思います。

9月9日から始まりました9月定例議会、補正予算の審議、決算審査等の長丁場の議会でございましたが、大変お疲れさまでございました。全議案原案どおり可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

8月下旬から始まった稲刈りも佳境に入っておりまして、最も遅いと言われております私の近所の地域においても始まっているというような状況でございますし、またキャベツ、白菜等の定植も始まり、町特産のキュウリの収穫も佳境を迎えてるというか、どんどん増えているという状況というふうに聞いておりまして、まさに実りの秋というような形なのかなというふうに思っているところでございます。

今年は梅雨明けが大変早く、猛暑によって一部では農作物の作柄不良なども聞かれております。特にここ二、三年前から急激な猛暑の傾向が続いており、それに伴う異常な気象状況が影響しているのかと危惧をしているところでもございます。

異常気象と申しますと、今年は九州、東北、北陸地方においても大雨の被害が頻発しているというニュースを聞いておりまして、被災された方々におかれましてはお見舞いを申し上げながら、当町においても9月5日でしたか、台風15号の上陸の際には、大変神経を使ったものでありました。つい昨日も激しい雨、風等もございまして、短時間で済んで胸をなでおろしたところでございましたけれども、あれが長時間続いてきますと、対策本部の立上げ等も含めていろいろと対処が必要になってくるというふうなことを考えながら、やきもきしていたところもあります。それを踏まえて、9月28日には町の総合防災訓練も予定しておりますので、議員各位におかれましてもぜひ積極的なご参加をお願いするところでございます。

また、10月以降、群響のコンサート、町民体育祭や文化祭、福祉まつり等においても70周年の記念の冠イベントとして控えておりますので、議員の皆様にはぜひ行事に花を添えていただければありがたいというふうに思っております。

また、若い町民の方から発案で、音楽フェス、クラシックカーフェス等も予定されておりまますので、町の活性化につながるものと期待しておりますので、応援をいただければありがたいというふうに思っています。

今回は、5人の議員の方から一般質問をいただきました。貴重なご意見、ご提案に対して、執行部としても真摯に受け止め、できるものについては今後に生かしていきたいというふうに考えておるところでございます。

議員の皆様には、巷間インフルエンザも流行しているやに聞いておりますので、健康にご留意されて、ますますのご活躍を祈念いたしまして、9月定例議会のお礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

○閉会の宣告

○荒井英世議長 以上をもちまして令和7年第3回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 (午前 9時13分)

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和7年11月12日

板倉町議会議長 荒井英世

①署名議員 森田義昭

②署名議員 亀井伝吉